

高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

【令和3年度～令和5年度】

令和3年3月

埼玉県 松伏町

挨拶

このたび、令和3年度から令和5年度までの高齢者福祉施策及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を示した「高齢者福祉計画・第8期松伏町介護保険事業計画」を策定いたしました。

この計画では、①高齢者福祉施策の充実、②介護サービスの充実、③地域支援事業の推進、④地域包括ケアシステムの推進の4つの取組を基本的な方向として位置づけ、将来の動向を見据えて作成されています。計画に基づき、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち」を基本理念として、計画を推進していく所存であります。

また、本計画期間の中で被保険者の皆様に負担していただく介護保険料につきましては、介護保険給付費基金残高のうち安定的な保険運営のために必要な残額水準を除いた額を取り崩し、保険料を据え置くこととしました。計画を推進していくためには、町民及び関係機関の皆様と連携し、介護予防の推進と介護給付の適正化に共に取り組んでいく必要がありますので、皆様のご参加とご支援をお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査にご協力いただきました町民・介護事業所の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました介護保険事業計画策定委員会委員の皆様、関係機関の皆様に深くお礼申し上げます。

令和3年3月

松伏町長 鈴木 勝

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	3
第2節 介護保険制度の改正等について.....	4
第3節 計画の概要.....	7
第2章 松伏町の現状.....	9
第1節 人口と世帯の状況.....	11
第2節 介護保険被保険者の状況.....	14
第3節 介護保険サービスの状況.....	16
第4節 アンケート調査からみる現状.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	27
第1節 計画の基本方針.....	29
第2節 将来推計.....	32
第3節 日常生活圏域の設定.....	35
第4章 高齢者福祉施策の推進.....	37
第1節 自立支援・社会参加の促進.....	39
第2節 住まいの安定的な確保.....	41
第3節 安全・安心な生活環境の整備.....	43
第5章 介護保険事業の推進.....	47
第1節 介護サービスの現状と今後の見込.....	49
第2節 地域支援事業の現状と今後の見込.....	59
第6章 介護保険事業費用の見込.....	67
第1節 サービス別給付費の推計.....	69
第2節 第1号被保険者保険料の算定.....	72
第7章 計画の推進.....	77
第1節 計画の推進体制.....	79
資料編.....	81

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、平成12年4月に施行されてから20年が経過し、介護サービスの利用者数はスタート時の3倍を超えるなど、高齢期の暮らしを支える社会保障制度として、必要不可欠な制度となっています。

本町では、平成12年度の介護保険制度の開始以降、7期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定してきました。

第7期計画（平成30年度～令和2年度）においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを各地域の実情に応じて深化・推進するとともに、中長期的な視野に立った施策の展開を図ってきました。

今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、介護ニーズの高い75歳以上の高齢者人口の急速な増加に伴い、介護サービス需要が更に増加し、多様化することが想定されることから、高齢者福祉・介護保険を支える体制整備が一層重要となります。

そのため、第8期計画（令和3年度～令和5年度）においては、高齢福祉や障がい福祉、児童福祉など様々な分野にわたる生活課題を解決する「地域共生社会の実現」に向け、複雑化する支援ニーズに対応する、包括的な支援体制や介護サービスの提供、それらを支える人的基盤を整備することで地域包括ケアシステムを着実に推進します。

また、高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で安心して生活をおくることができるよう、社会参加や地域の支え合い活動を推進し、介護予防・重度化防止に向けた取組により、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち」を実現するため、「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 介護保険制度の改正等について

1 地域共生社会の実現

今後、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律52号）においては、令和22（2040）年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

■地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要

改正の趣旨
<p>地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。</p>
改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】 ○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】 ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】 ○社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

2 第8期介護保険事業計画の基本指針

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

第8期計画においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7(2025)年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する令和22(2040)年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて計画に位置付けることが求められています。

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年の高齢化の状況及び介護需要を推計し、具体的な取組内容や目標を計画に位置付ける必要があります。

また、サービスの基盤整備を検討する際には、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を図る必要があります。

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会であり、この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組を推進する必要があります。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、自立支援・介護予防・重度化防止、健康づくりの取組などを強化して、健康寿命の延伸を図ることが求められます。

(4) 高齢者の住まいに係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められているところです。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めることが必要です。

(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、令和7（2025）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。

そのため、介護人材の確保及び業務効率化等について取組方針を記載し、計画的に進めるとともに、県と町が連携しながら進める必要があります。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修・訓練の実施、必要な物資の備蓄・調達・輸送体制や支援体制を備えるなど災害・感染症対策を進める必要があります。

第3節 計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は国の基本指針や県の関連計画（「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県地域保健医療計画」）等と整合性を図るとともに、「松伏町第5次総合振興計画」を上位計画として位置づけます。

また、「松伏町地域防災計画」や「松伏町新型インフルエンザ等対策行動計画」等、その他の町の関連計画等との調和を保ちながら一体的に策定します。

（1）高齢者福祉計画

老人福祉法第20条の8の規定に基づく計画です。すべての高齢者を対象とした高齢者福祉事業の総合的な計画として、地域性を踏まえるとともに、高齢者に関する他の計画との調和を保ちながら策定するものです。

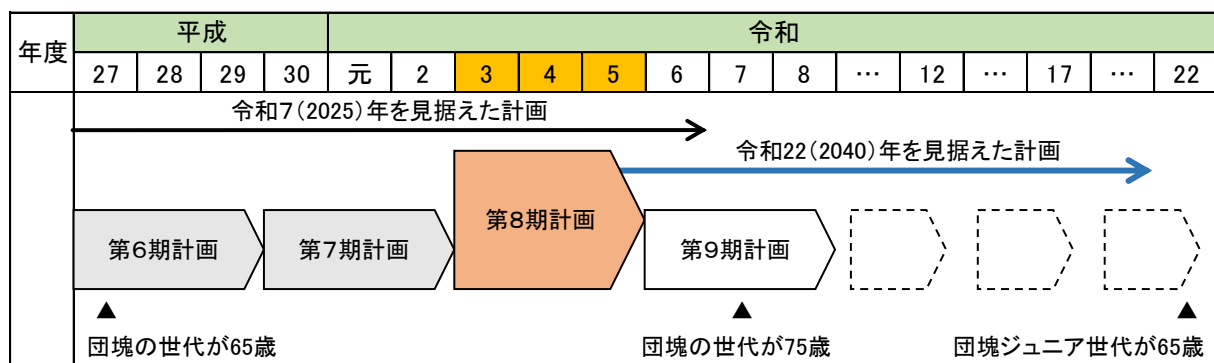
（2）介護保険事業計画

介護保険法第117条の規定に基づく計画です。介護保険被保険者が心身の状況に応じて自らの選択により各種サービスを受けることができるよう、今後3年間の必要なサービス量と費用を見込み、それに対応したサービス基盤の整備計画です。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

介護保険料の改定、高齢者の意向や社会情勢の変化に対応するため、本計画は3か年ごとに見直し、改定します。



3 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、被保険者の代表、学識経験者、介護サービス事業者及び行政職員を委員とする介護保険事業計画策定委員会において、各施策に関する検討と計画に対する意見の集約を図りました。

また、高齢者の現状や課題、意見や要望等を把握するために、65歳以上の高齢者を対象にした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、要支援・要介護認定者を対象にした「在宅介護実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

なお、本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるために、パブリックコメントを実施しました。

第2章 松伏町の現状

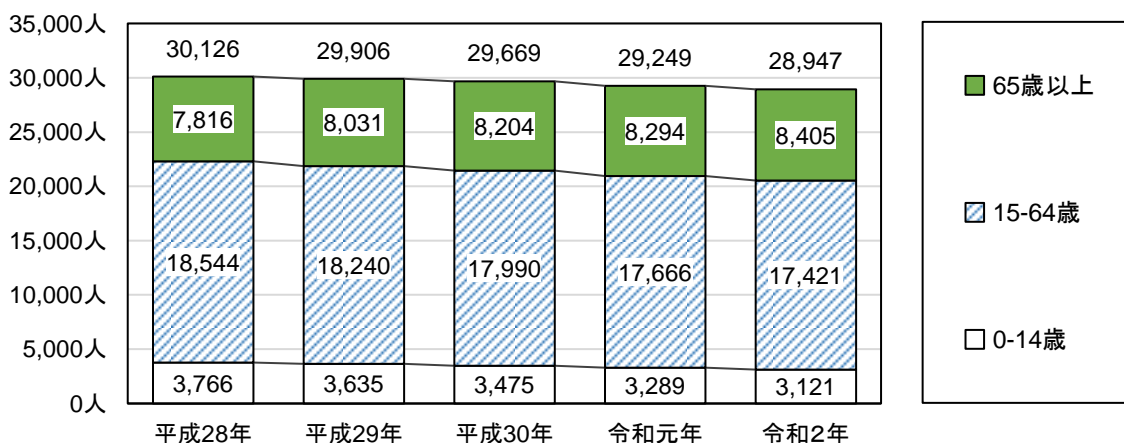
第1節 人口と世帯の状況

1 人口推移

本町の総人口は年々減少していますが、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、令和2年では8,405人、高齢化率は29.0%となっています。

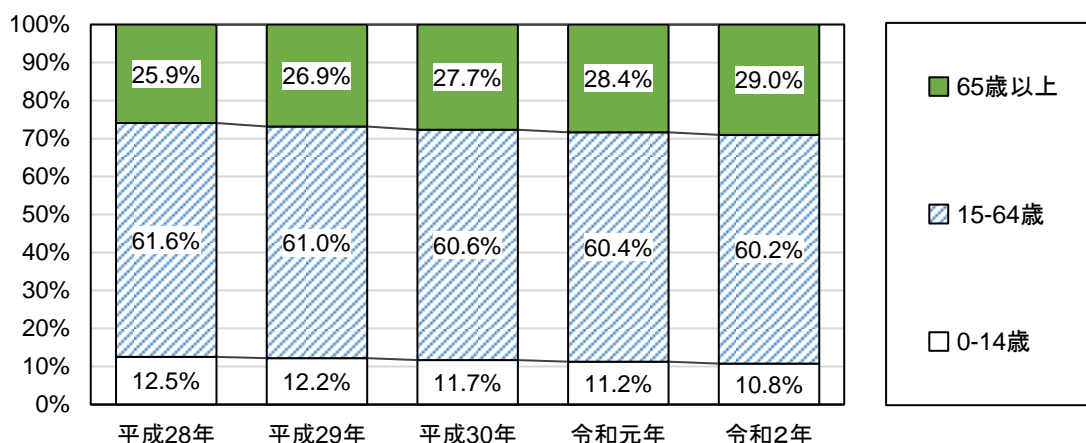
一方で、0～14歳の年少人口と、15～64歳の生産年齢人口は一貫して減少しており、少子高齢化が進んでいる状況です。

■人口推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■人口構成比



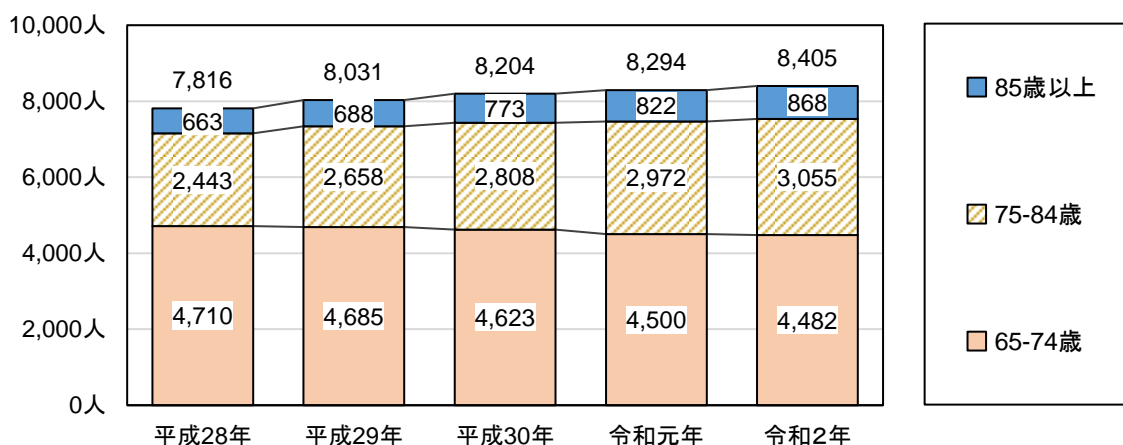
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 高齢者人口の推移

本町の高齢者人口を年齢区分別にみると、75～84歳と85歳以上の後期高齢者が一貫して増加している状況です。

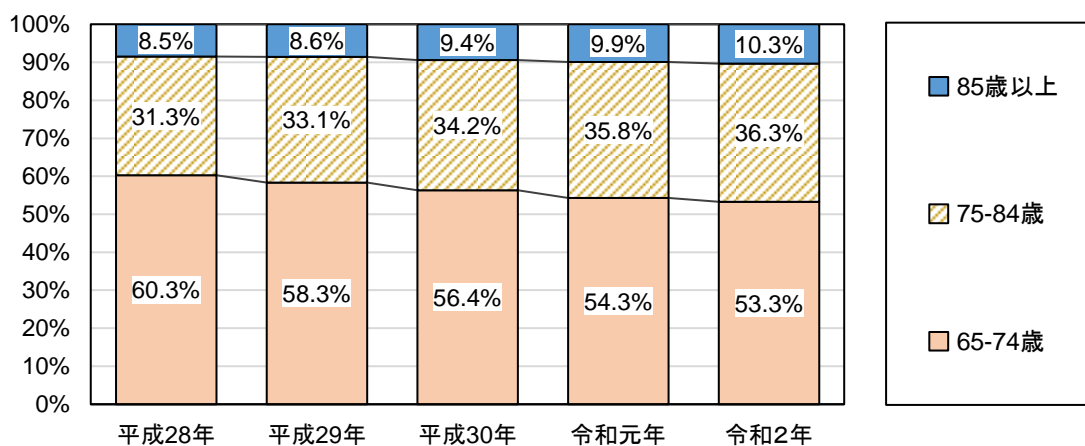
構成比をみると、65～74歳の前期高齢者が過半数を占めていますが、年々低下し、令和2年には53.3%となっています。

■高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

■高齢者人口構成比



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

3 世帯数の推移

本町において、高齢者を含む世帯は、世帯数、構成比ともに増加しており、平成27年では世帯総数の45.9%にあたる4,899世帯に高齢者がいる状況です。

高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても増加を続けており、平成27年では高齢独居世帯は878世帯、高齢夫婦世帯は1,183世帯となっています。

国及び県と比較すると、高齢者を含む世帯の割合は国及び県の数値を上回っており、本町では高齢者を含む世帯が相対的に多い状況にあると言えます。

また、高齢者を含む世帯の内訳をみると、高齢独居世帯と高齢夫婦世帯の割合は国及び県の水準よりも低く、その他の高齢者世帯が多くなっています。

■松伏町の世帯数の推移

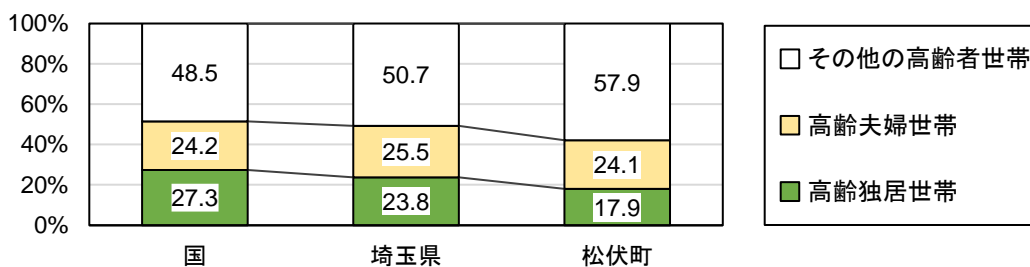
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全世帯数 (一般世帯数)	8,685 世帯	9,749 世帯	10,419 世帯	10,672 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	2,246 世帯 (25.9%)	3,042 世帯 (31.2%)	4,012 世帯 (38.5%)	4,899 世帯 (45.9%)
高齢独居世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	195 世帯 (8.7%)	322 世帯 (10.6%)	582 世帯 (14.5%)	878 世帯 (17.9%)
高齢夫婦世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	259 世帯 (11.5%)	480 世帯 (15.8%)	761 世帯 (19.0%)	1,183 世帯 (24.1%)

※高齢夫婦世帯は世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯

資料：地域包括ケア「見える化」システム

■松伏町と国・県の高齢者を含む世帯数・構成比（平成27年）

	国	埼玉県	松伏町
全世帯数 (一般世帯数)	53,331,797 世帯	2,967,928 世帯	10,672 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	21,713,308 世帯 (40.7%)	1,160,223 世帯 (39.1%)	4,899 世帯 (45.9%)



資料：地域包括ケア「見える化」システム

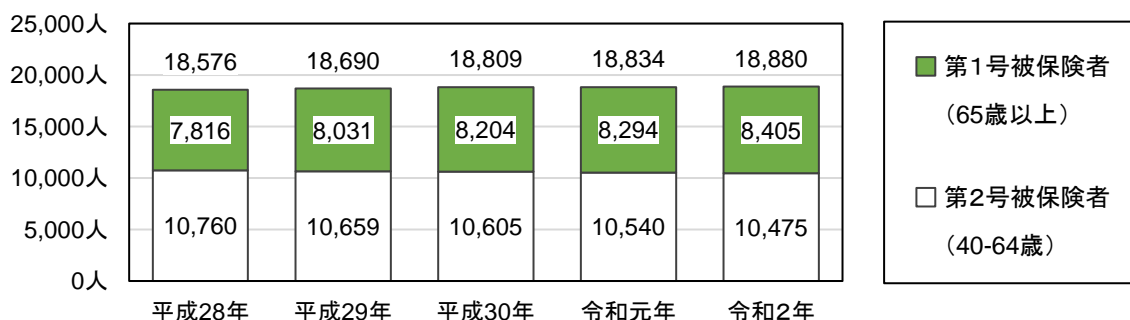
第2節 介護保険被保険者の状況

1 被保険者数の推移

本町の介護保険被保険者数（住民基本台帳ベースの概数）は年々増加しています。

第1号被保険者は年々増加しているものの、第2号被保険者の減少数が第1号被保険者の増加数を上回っている状況です。

■被保険者数の推移



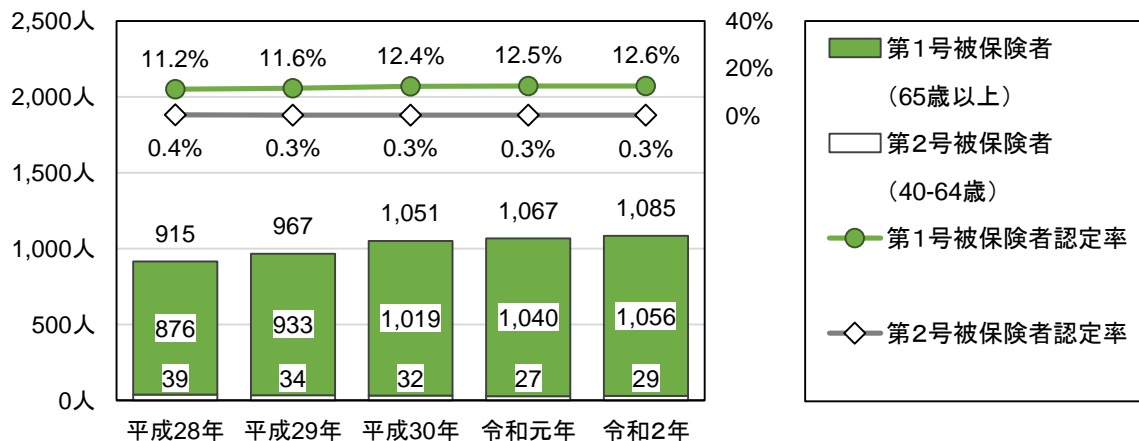
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 要支援・要介護認定者数の推移

本町の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和2年には1,056人、認定率は12.6%となっています。

第2号被保険者の要支援・要介護認定者数は横ばいで推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



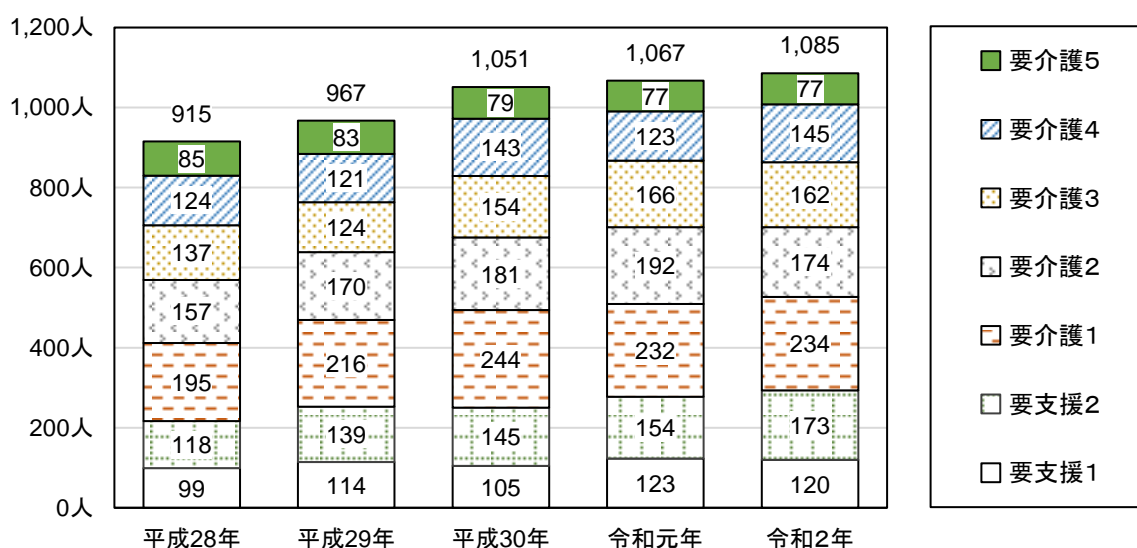
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

要介護度別にみると、最重度となる要介護5は減少傾向にあります。要支援1から要介護4はおおむね増加傾向で推移しています。

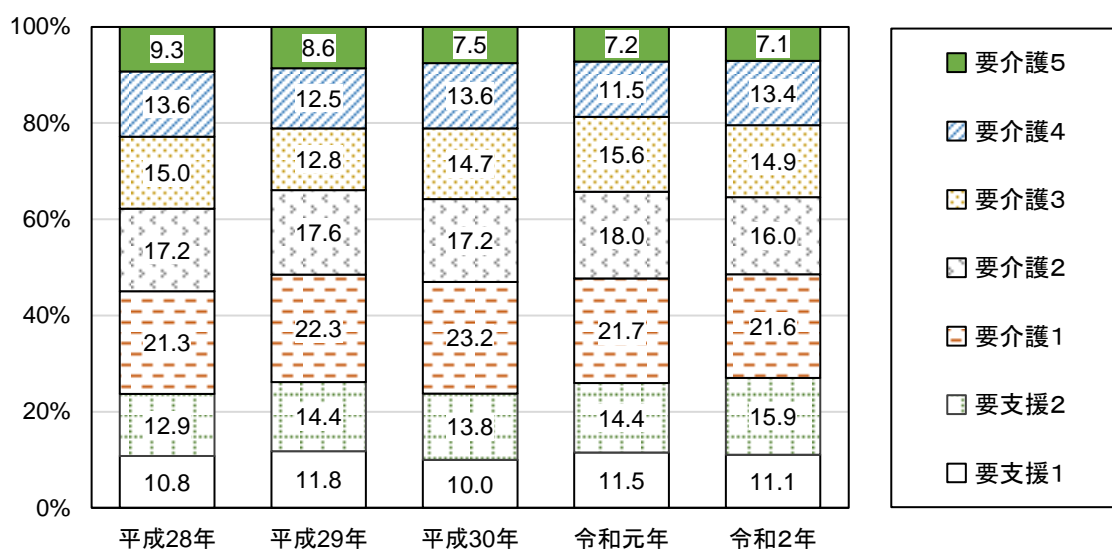
要支援・要介護認定者構成比をみると、本町では要介護1の割合が最も高く令和2年では21.6%となっています。

また、施設入所の基準となる要介護3以上の割合は、合計すると全体の30%台で推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）



■要支援・要介護認定者構成比の推移（要介護度別）



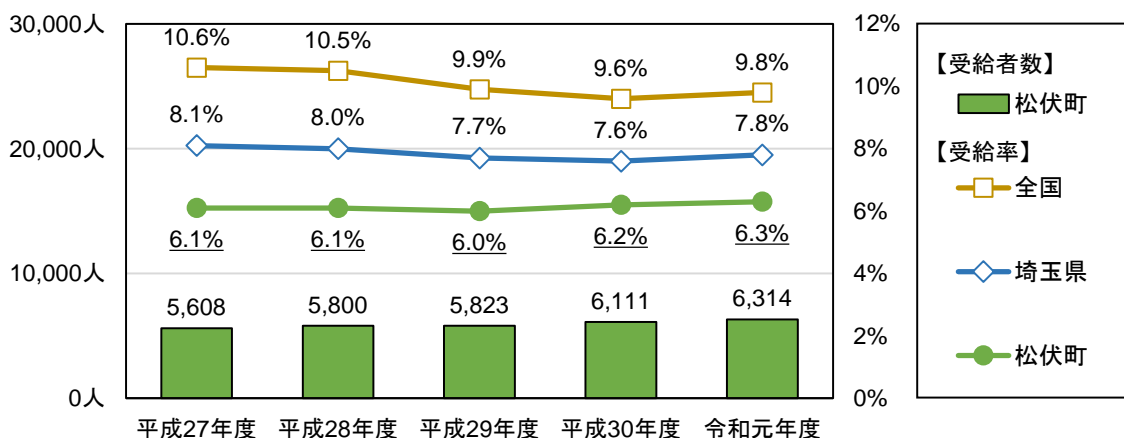
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

第3節 介護保険サービスの状況

1 在宅サービス

在宅サービスの受給者数は増加傾向にあり、令和元年度は6,314人となっています。受給率は、国及び埼玉県より低い水準で推移しています。

■受給者数・受給率の推移（在宅サービス）

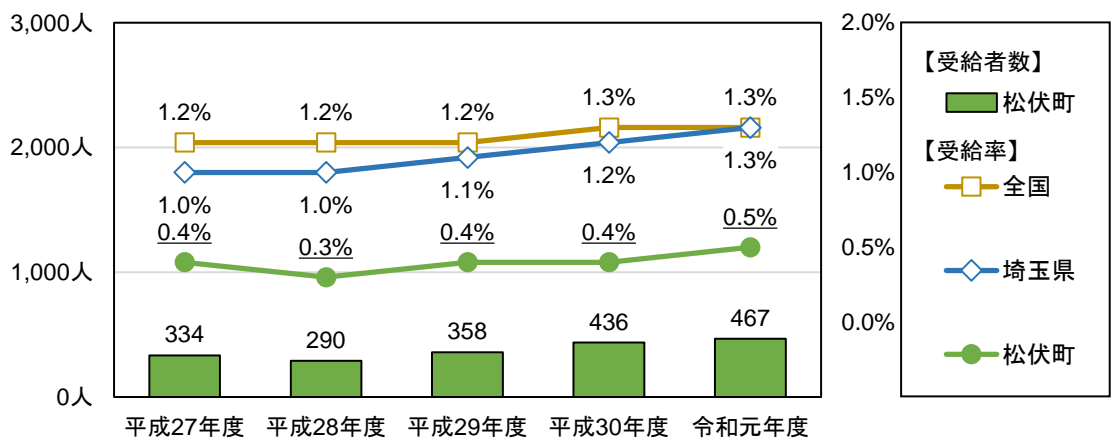


資料:地域包括ケア「見える化」システム

2 居住系サービス

居住系サービスの受給者数は増加傾向にあり、令和元年度は467人となっています。受給率は、国及び埼玉県より低い水準で推移しています。

■受給者数・受給率の推移（居住系サービス）

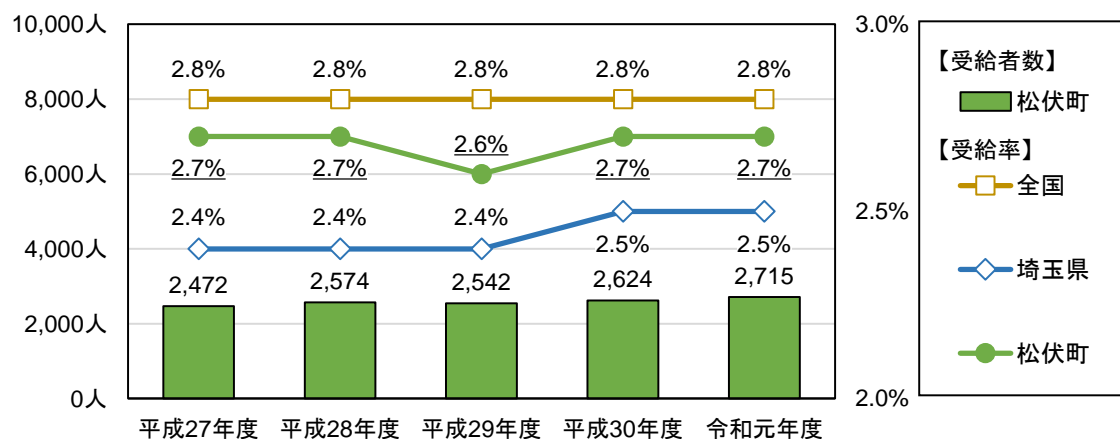


資料:地域包括ケア「見える化」システム

3 施設サービス

施設サービスの受給者数は増加傾向にあり、令和元年度は2,715人となっています。受給率は、国より低いものの埼玉県より高くなっています。

■受給者数・受給率の推移（施設サービス）



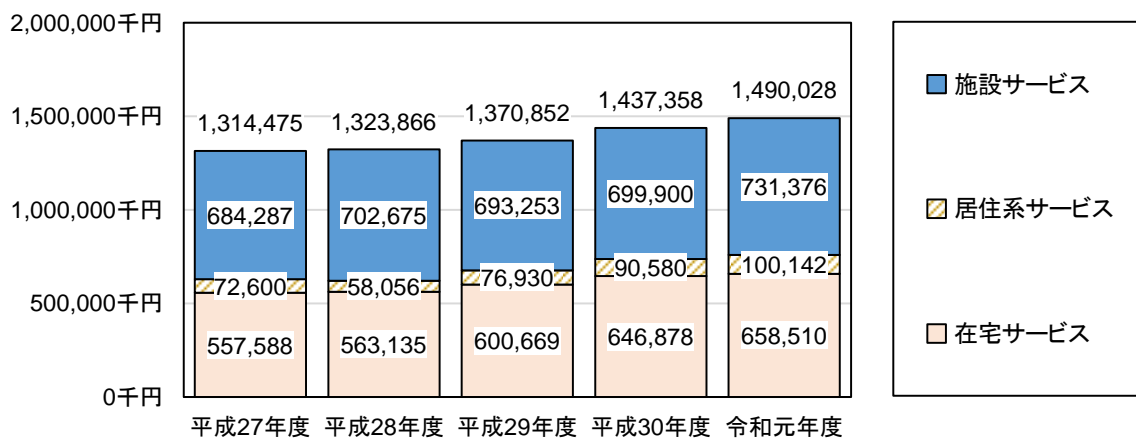
資料：地域包括ケア「見える化」システム

4 介護保険給付費の推移

本町の介護保険給付費は、年々増加しており、令和元年度では14億9千万円となっています。

サービス区別にみると、平成30年度から令和元年度にかけては、3区分すべての給付費が増加しており、令和元年度では、施設サービスが7億3千万円、在宅サービスが6億5千万円、居住系サービスが1億円となっています。

■介護保険給付費の推移（サービス区分別）



資料：地域包括ケア「見える化」システム

第4節 アンケート調査からみる現状

1 調査概要

本調査は、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「松伏町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定するにあたり、本町の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料とし活用するために実施しました。

■調査設計

区分	調査対象
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	本町の住民で、65歳以上の方 (要支援・要介護の認定を受けている方を除く)
②在宅介護実態調査	本町の住民で、要支援・要介護の認定を受け、在宅で生活している方

■配布・回収状況

区分	調査票配布数	回答数(率)
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	700件	528件(75.4%)
②在宅介護実態調査	188件	188件(100%)

■調査結果について

- 回答は、各質問の回答該当者数を基数とした百分率(%)で示している。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合がある。
- 複数回答を許している回答項目については、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答比率の合計は100.0%を超える。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表している。
- グラフでは、その設問に対して回答することのできる対象者数を「n」と表記し、その数を表している。

2 調査結果概要

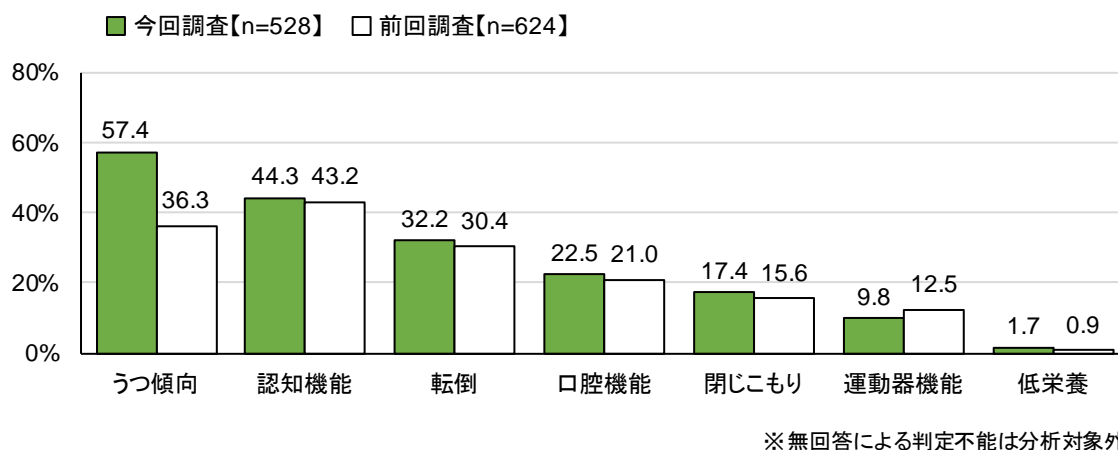
(1) 生活機能の低下リスクについて

厚生労働省の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づき、判定された生活機能の低下リスクの該当状況をみると、全体では「うつ傾向」のリスク該当者割合が57.4%で最も多くなっています。以下「認知機能」が44.3%、「転倒」が32.2%、「口腔機能」が22.5%などとなっています。

年齢階層が高いほどリスク該当者割合が高くなる傾向がみられます。

平成28年度に実施した同調査と比較すると、全体的にリスク該当者割合が高くなっており、特に「うつ傾向」については21.1ポイント上昇しています。

■生活機能の低下リスク該当者割合



	うつ傾向	認知機能	転倒	口腔機能	閉じこもり	運動器機能	低栄養
全体【n=528】	57.4%	44.3%	32.2%	22.5%	17.4%	9.8%	1.7%
65-69歳【n=144】	47.7%	34.5%	30.9%	18.6%	12.1%	4.9%	0.0%
70-74歳【n=171】	69.4%	42.5%	26.9%	19.6%	14.3%	5.3%	1.3%
75-79歳【n=136】	56.1%	48.8%	30.3%	22.4%	21.1%	11.5%	2.4%
80-84歳【n=61】	54.2%	60.0%	45.9%	37.7%	23.0%	30.0%	5.5%
85歳以上【n=16】	50.0%	61.5%	62.5%	31.3%	46.7%	13.3%	0.0%
前回調査【n=624】	36.3%	43.2%	30.4%	21.0%	15.6%	12.5%	0.9%

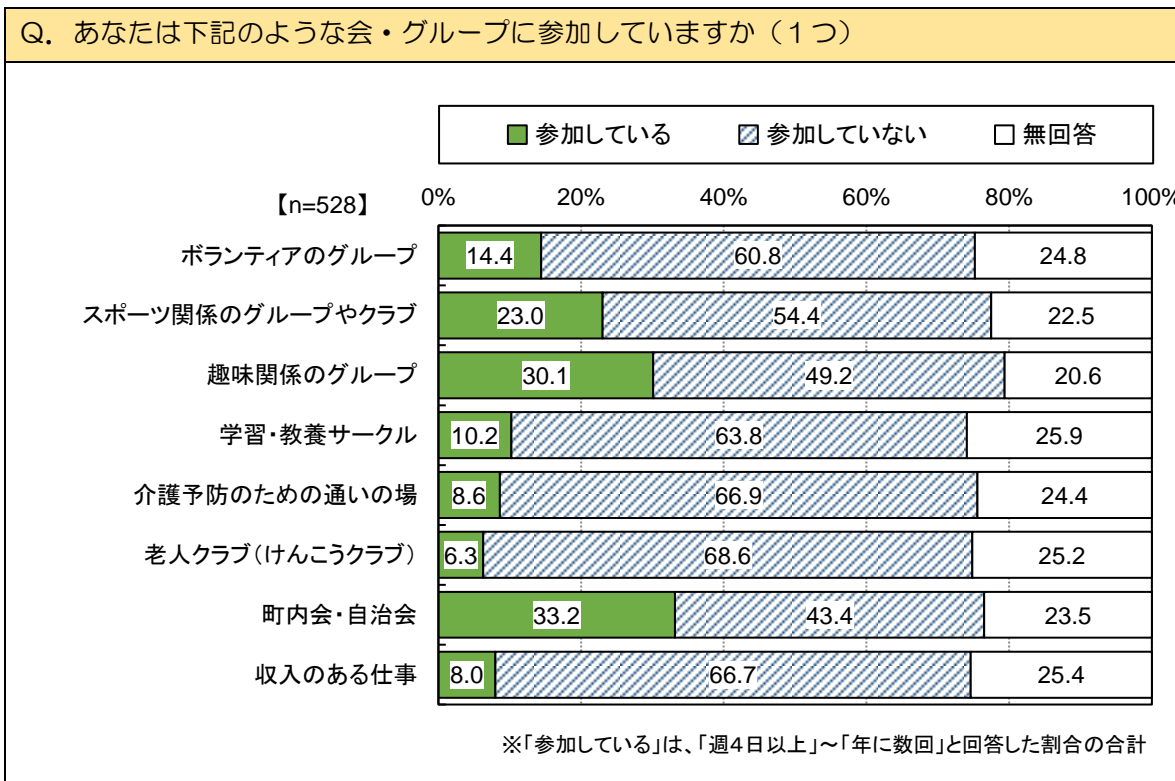
※うつ傾向の判定方法：「この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか」「この1か月間、どうしても物事に対して興味がわからない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか」の1問以上該当した場合はリスクありと判定される

(2) 地域での活動について

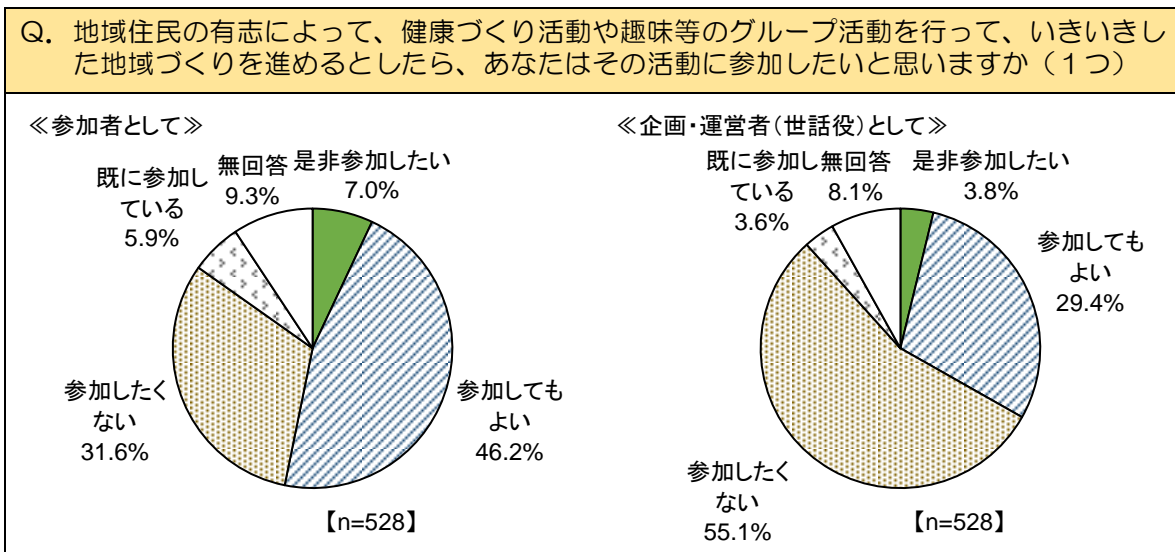
会・グループへの参加は、「町内会・自治会」が33.2%で最も高く、以下「趣味関係のグループ」が30.1%、「スポーツ関係のグループやクラブ」が23.0%などとなっています。

地域づくりの参加意向（是非参加したい・参加してもよい）は、参加者としては53.2%、企画・運営者（世話役）としては33.2%となっています。

■会・グループ等への参加状況



■地域づくりへの参加意向



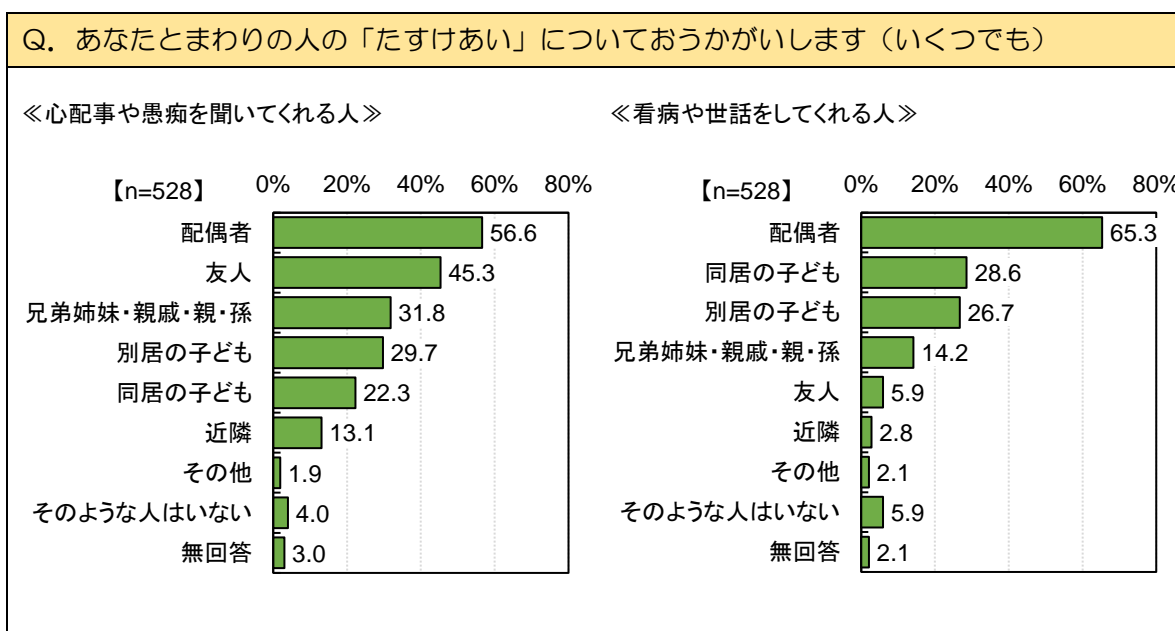
(3) 助け合いについて

心配ごとや愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が56.6%で最も多くなっています。以下、「友人」が45.3%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が31.8%などとなっています。

また、病気の際の看病や世話をしてくれる人は、「配偶者」が65.3%で最も多くなっています。以下、「同居の子ども」が28.6%、「別居の子ども」が26.7%などとなっています。

なお、「そのような人はいない」との回答は5%程度となっています。

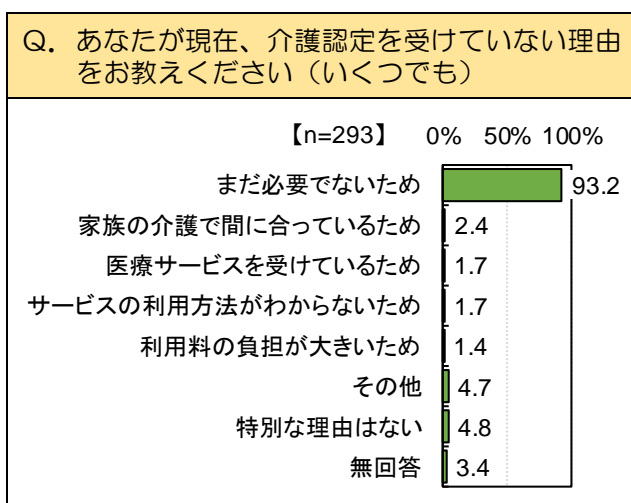
■あなたとまわりの人の「たすけあい」



(4) 介護認定を受けていない理由

調査票を本人が記入した場合について、介護認定を受けていない理由は、「まだ必要でないため」が93.2%と大半を占めています。

■介護認定を受けていない理由（町独自の質問）



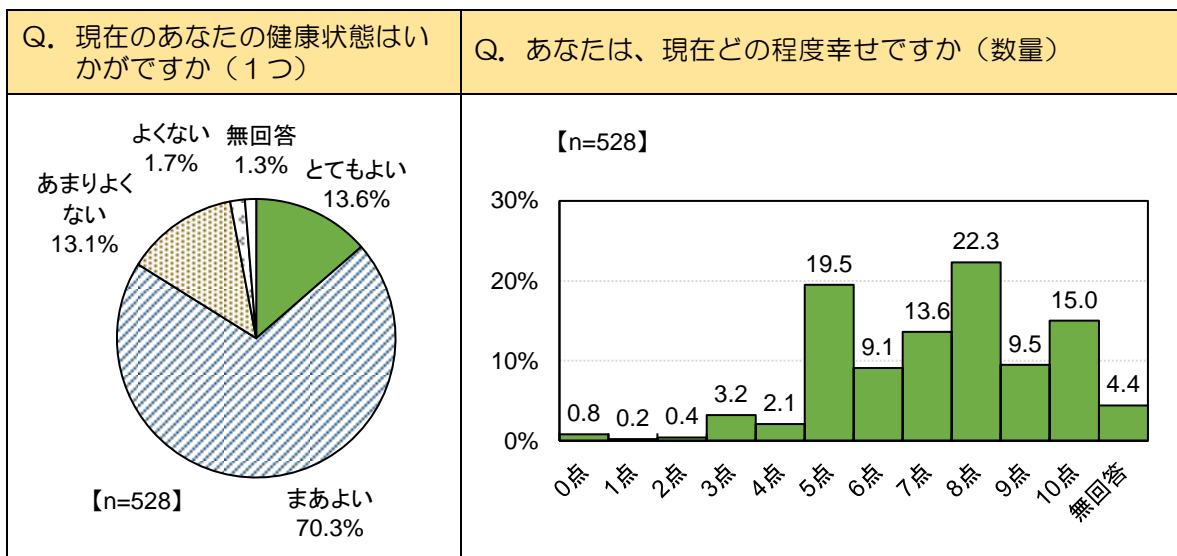
(5) 健康について

現在の健康状態は、「とてもよい」が13.6%、「まあよい」が70.3%で、合わせると83.9%となっており、前回の調査時より6.0ポイント高くなっています。

また、とても幸せを「10点」、とても不幸を「0点」とする主観的幸福感について、幸福度が高いと分類される「8点」以上は46.8%で、前回の調査時より1.9ポイント高くなっています。

■現在の健康状態

■現在の幸福感

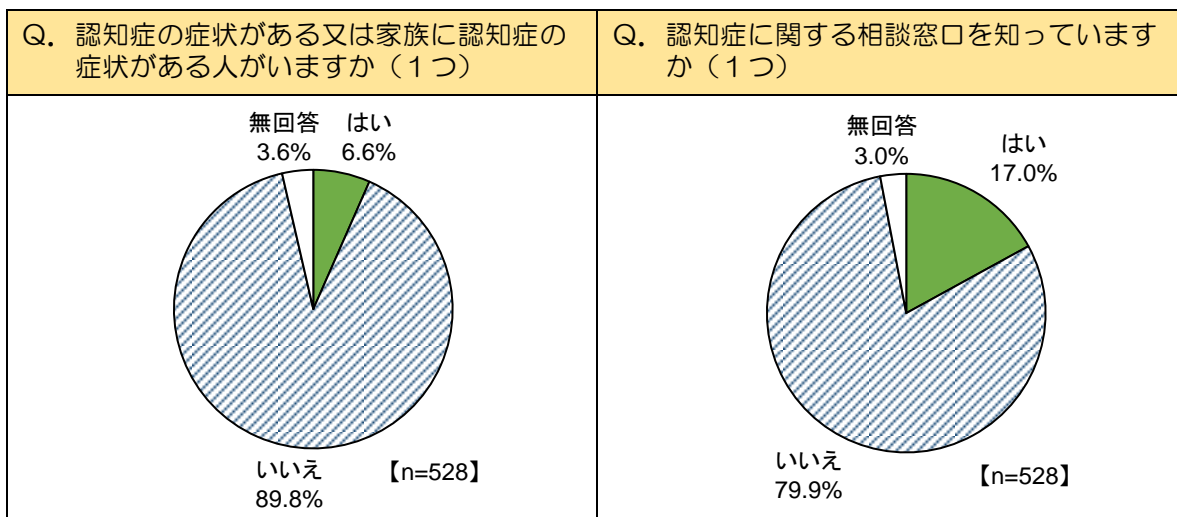


(6) 認知症について

認知症の症状がある人がいるかについて、「いいえ」が89.8%、「はい」が6.6%となっています。また、認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「いいえ」が79.9%、「はい」が17.0%となっています。

■認知症の症状

■認知症の相談窓口の認知度



3 在宅介護実態調査

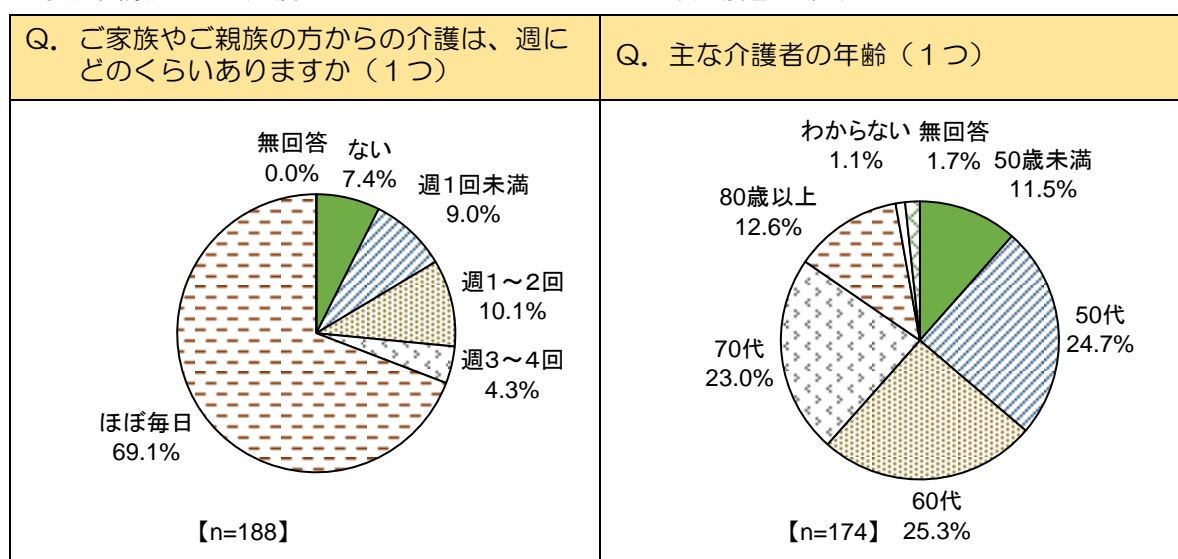
(1) 在宅で介護を担っている家族や親族

家族や親族から介護を受けている割合（週1回未満～ほぼ毎日）は92.5%となっています。主な介護者の年齢は、「60代」が25.3%で最も多く、次いで「50代」が24.7%となっています。

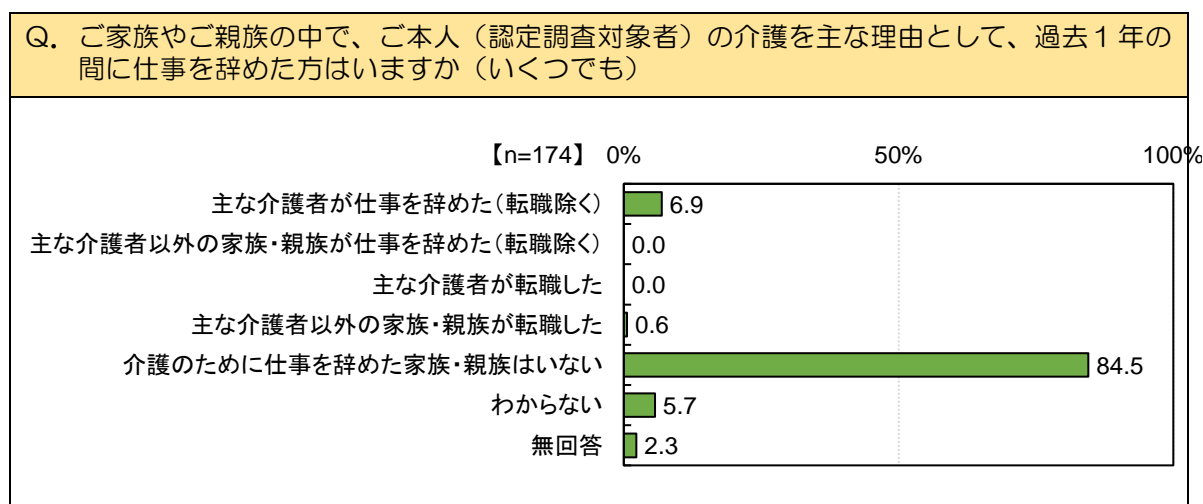
また、過去1年間で、介護している家族や親族が離職した割合は6.9%となっています。

■家族や親族からの介護

■主な介護者の年齢



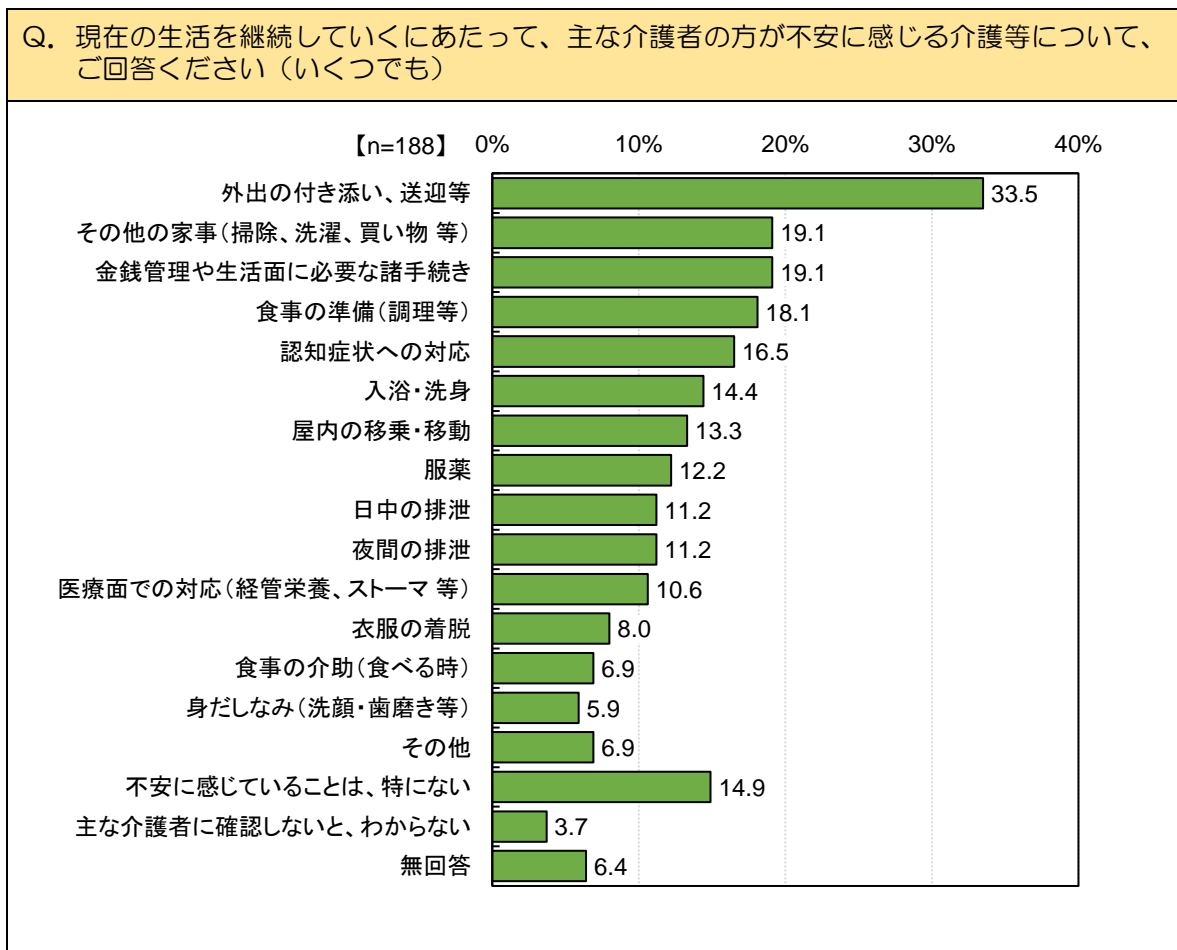
■介護を理由に退職した家族や親族



(2) 主な介護者が不安を感じる介護等

主な介護者が不安を感じる介護等については、「外出の付き添い、送迎等」が33.5%で最も多くなっています。以下、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」と「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が19.1%、「食事の準備（調理等）」が18.1%などとなっています。

■不安を感じる介護



(3) 就労している家族や親族について

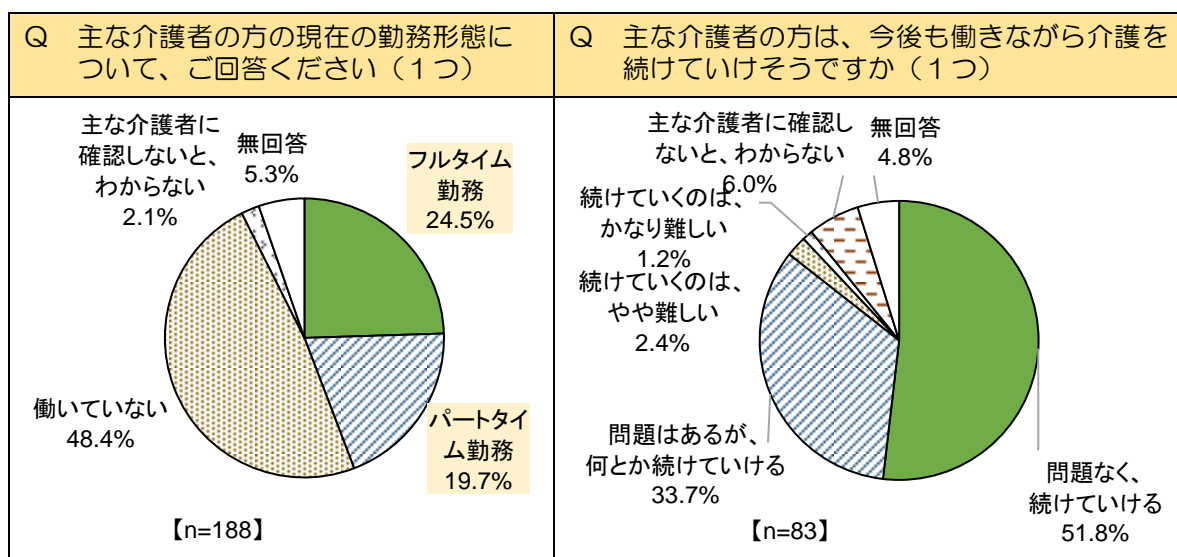
主な介護者のうち、「フルタイム勤務」が24.5%、「パートタイム勤務」が19.7%で、計44.2%が就労しています。

また、仕事と介護の両立について、「問題なく、続けていける」が51.8%、「問題はあがるが、何とか続けていける」が33.7%となっています。

逆に、「続けていくのは、かなり難しい」は1.2%、「続けていくのは、やや難しい」は2.4%となっています。

■主な介護者の勤務形態

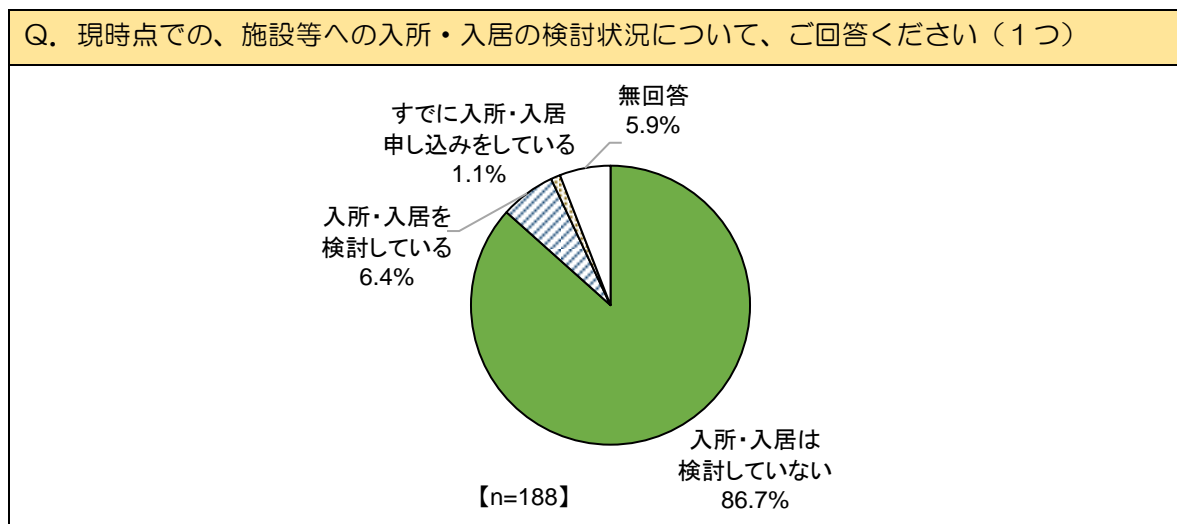
■主な介護者の仕事と介護の両立



(4) 施設等への入居・入所の検討状況について

施設等への入居・入所の検討状況について、「検討していない」が86.7%を占めています。

■施設等の検討状況



4 調査結果から見る主な課題

(1) 相談支援体制の充実

心配ごとや愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」や「友人」など身近な人が多くなっています。今後は、独居世帯などの支援を必要とする高齢者世帯は増加していくことが見込まれることから、身近な家族や友人だけではなく、地域での支え合いのしくみづくりを進めるとともに、身近な相談窓口の周知や分かりやすい情報提供に努めていく必要があります。

(2) 地域における支援体制の充実

主な介護者が不安に感じることとして、「外出の付き添い、送迎等」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「食事の準備（調理等）」など、身の回りの生活支援に関することが多く挙げられており、そうした多様な不安への支援が求められます。

(3) 介護予防・健康づくりの充実

高齢者の生活機能の低下リスクの該当状況は、「うつ傾向」が6割弱、「認知機能」が4割強、「転倒」が3割強、「口腔機能」が2割強などとなっています。

今後、さらなる高齢化により、リスクを抱える高齢者の増加が見込まれることから、こうした生活機能の低下を防ぐ介護予防の取組を推進していくことが重要です。

(4) 就労的活動・生きがいづくりの充実

会・グループへの参加状況は、「町内会・自治会」や「趣味関係のグループ」などの参加割合が比較的高い一方、「収入のある仕事」への参加はわずかとなっています。

地域において、公的な支援と民間の支援が一体となって高齢者の暮らしを支えていけるよう、地域住民や組織の主体的な活動を促進するとともに、介護サービスによらない高齢者の自立支援・重度化防止の取組の視点から、就労的活動への参加促進が重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本方針

1 基本理念

本町では、豊かな自然を共有しながら、高齢者が生涯にわたって安心して生活するために、保健、医療、福祉や地域社会が、それぞれの役割に応じて相互に補完し合うことが必要であると考え、高齢者一人ひとりの価値観に基づいた社会参加を促進し、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進しています。

本町が目指す方向性は、一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す「地域共生社会」の考え方と共通しており、引き続き、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち」を基本理念として、計画を推進します。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち

2 基本目標

(1) 高齢者福祉施策の充実

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、社会参加の機会を充実するとともに、高齢者の生活を支援します。

(2) 介護サービスの充実

サービスを必要とする高齢者に必要なサービスが提供されるよう、適切なサービス提供の確保と持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

(3) 地域支援事業の推進

保険者機能及び地域の多様な主体との連携を強化し、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の充実を図ります。

(4) 地域包括ケアシステムの推進

令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進し、将来的な地域共生社会の実現を目指します。

3 重点施策

(1) 高齢者福祉施策の充実

①自立支援・社会参加の促進【課題4の解決に向けた施策】

高齢者が生きがいや役割を持って地域でいきいきと暮らせるよう、シルバー人材センター等における就労的活動や多様な社会参加の機会の拡大を図ります。

②安全・安心な生活環境の整備【課題2の解決に向けた施策】

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、日常の見守りや生活の支援、緊急時の支援体制等、生活環境の整備を推進します。

また、高齢者を取り巻く複合的な課題に対応していくため、住まい、労働、交通、防犯、防災等の関係部署との連携を強化し、横断的な支援体制の整備を進めていきます。

(2) 介護サービスの充実

①サービス基盤の整備

在宅・施設サービス等の充実を図り、必要な介護サービスの提供や介護離職の防止に努めます。

また、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、サービス提供に必要な介護人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上について検討していきます。

②介護給付の適正化

介護保険制度の信頼性を高め、介護保険サービスを利用すべき利用者が適正な介護保険サービスを楽しむことができるよう、主要5事業について目標設定を行い、継続的に取組を行うことで、効果的な事業の実施を目指します。

(3) 地域支援事業の推進

①介護予防・日常生活支援総合事業の推進【課題2・3の解決に向けた施策】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、うつ状態や認知症となるリスクを抱えた高齢者が特に多くなっており、介護予防事業の充実を図ります。

また、高齢者が地域で自立した日常生活を送ることができるよう、生活支援サービスの体制整備を推進します。

②認知症施策の推進【課題3の解決に向けた施策】

令和元年6月に公表された「認知症施策推進大綱」において、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生※¹」を目指し、「認知症バリアフリー※²」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防※³」の取組を政府一丸となって進めていくことが示されました。

地域における認知症の理解や支援のための施策を充実し、認知症への理解を深め、身近な地域で支援し合える体制を整備し、認知症の人等に優しい地域づくりを推進します。

- ※1 共生：認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味です。
- ※2 認知症バリアフリー：認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていくという意味です。
- ※3 予防：認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味です。

(4) 地域包括ケアシステムの推進

①地域包括支援センターの機能強化【課題1の解決に向けた施策】

本町では、75歳以上の高齢者人口の急激な増加が見込まれています。

そのため、業務量及び業務内容に見合った体制を整備し、地域包括支援センターの役割が十分に発揮できるよう体制強化を図ります。

②自立支援、介護予防・重度化防止の推進

地域の課題を分析し、実情に応じた取組を検討するとともに、効果的な介護予防事業の実施や地域ケア会議の活用等を推進し、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に取り組みます。

■自立支援・重度化防止等に関する取組の目標【新規】

指標	年度	実績	目標
		令和元	令和5
幸福感がある高齢者の割合（8点以上）		46.8%	増加
主観的健康感がよい高齢者の割合（とてもよい+まあよい）		83.9%	増加
認知症に関する相談窓口の認知度		17.0%	増加
通いの場参加者（週1回以上）		6.0%	8%以上
うつ傾向の有リスク者の割合		57.4%	減少
認知機能低下の有リスク者の割合		44.3%	減少
転倒の有リスク者の割合		32.2%	減少
口腔機能低下の有リスク者の割合		22.5%	減少
閉じこもりの有リスク者の割合		17.4%	減少

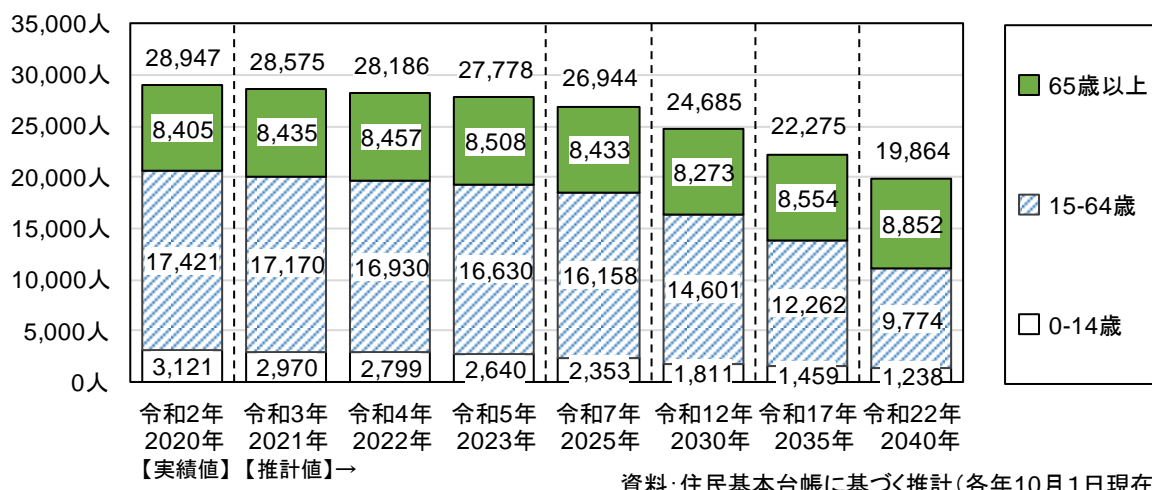
第2節 将来推計

1 人口推計

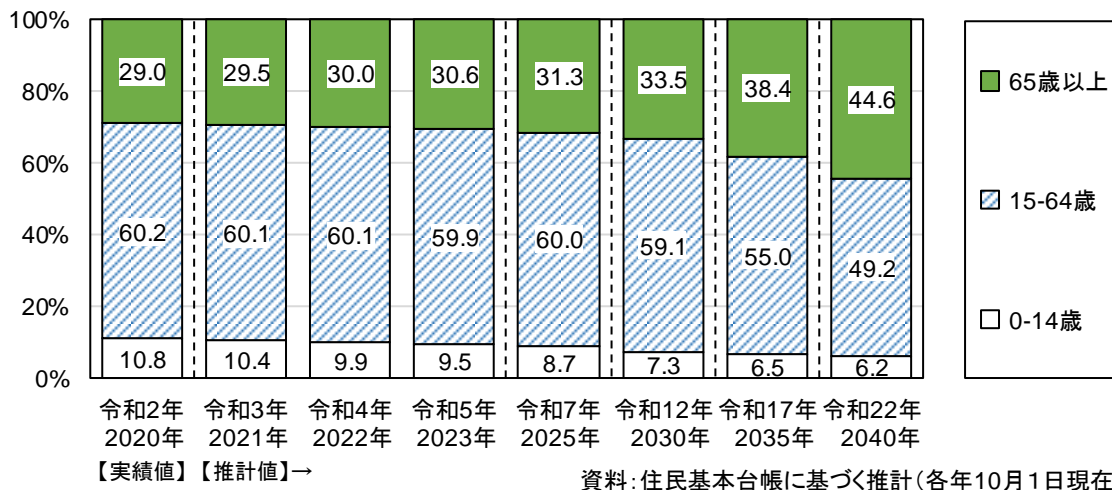
本町の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法）により算出した推計人口をみると、本町の総人口は年々減少し、計画最終年の令和5年には27,778人となることを見込まれます。

65歳以上の高齢者人口は令和5年をピークに減少に転じますが、令和17年には再び増加することを見込まれます。高齢化率は令和4年以降30%を超えて推移し、令和22（2040）年には44.6%に達する見通しです。

■人口推計



■人口構成比



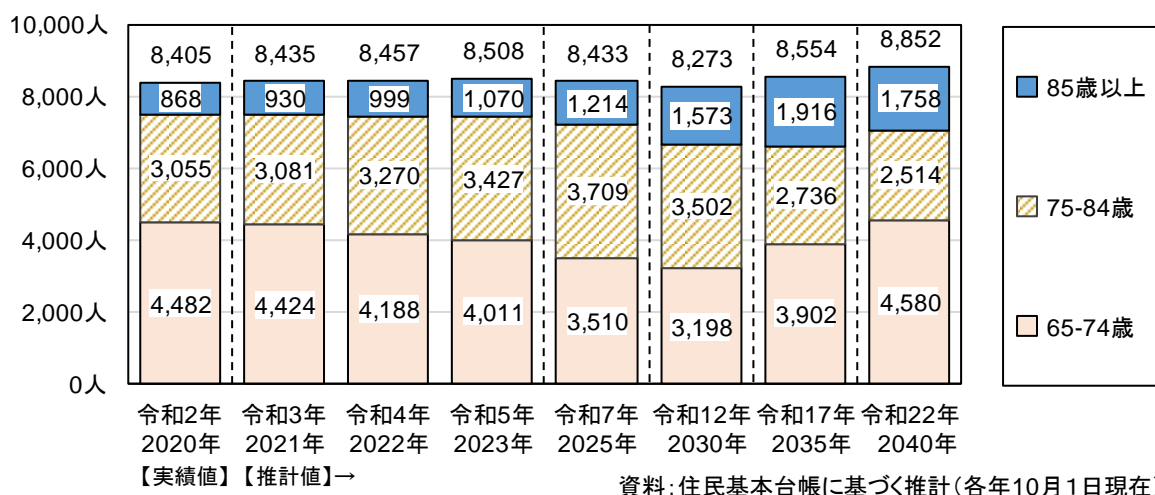
2 高齢者人口の推計

本町の高齢者人口の推計をみると、過半数を占める65～74歳の高齢者は減少を続け、令和7（2025）年に4,000人を下回りますが、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年に向かって再び増加することが見込まれます。

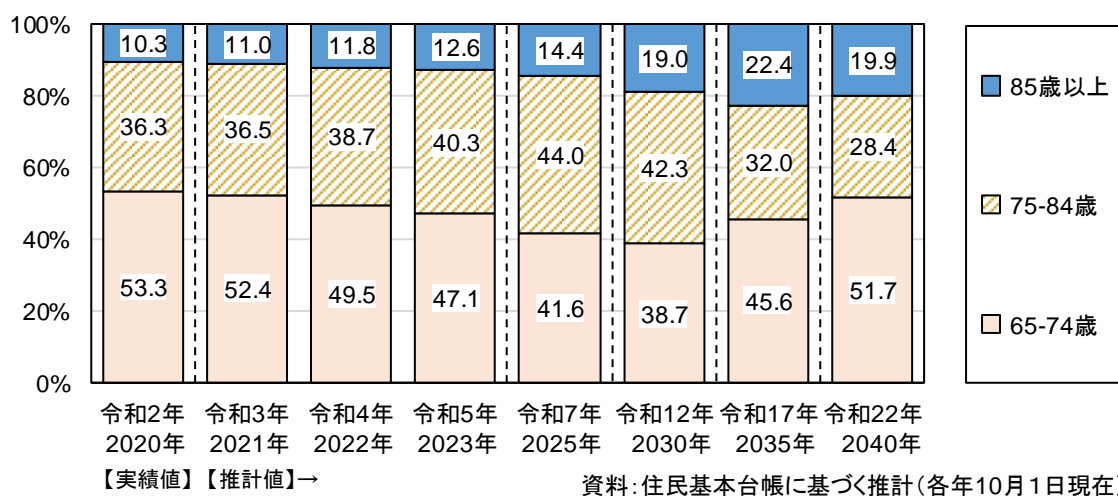
75～84歳の高齢者は令和7（2025）年にピークを迎え、3,709人となり、構成比は全体の44.0%となる見込まれます。

85歳以上の高齢者は増加傾向で推移し、令和17年にピークを迎え、1,916人となり、構成比は全体の22.4%となる見込まれます。

■高齢者人口の推計



■高齢者人口構成比の推移



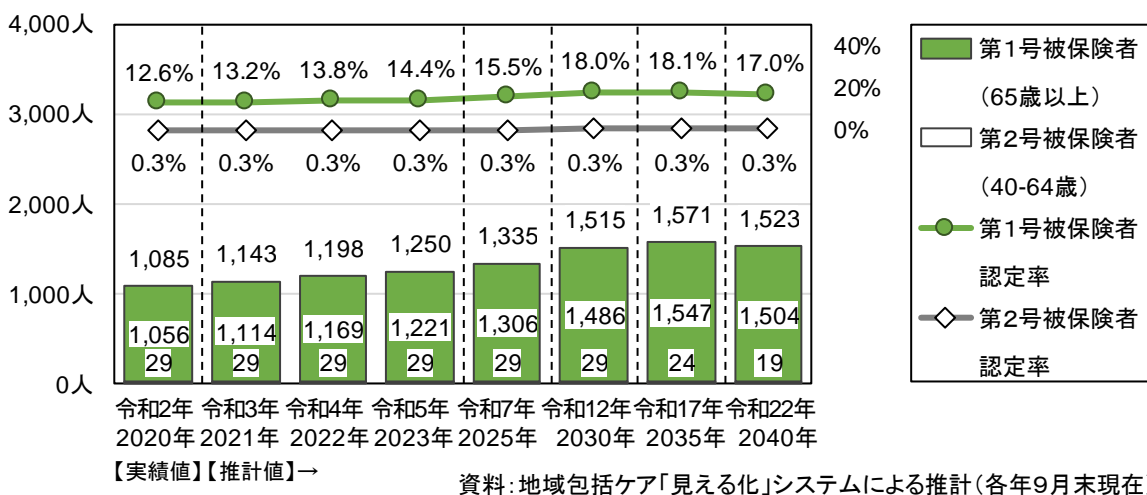
3 要支援・要介護認定者数の推計

本町の要支援・要介護認定者数の推計をみると、年々増加を続け、計画最終年の令和5年には1,250人となり、ピークを迎える令和17年には1,571人となることが見込まれます。

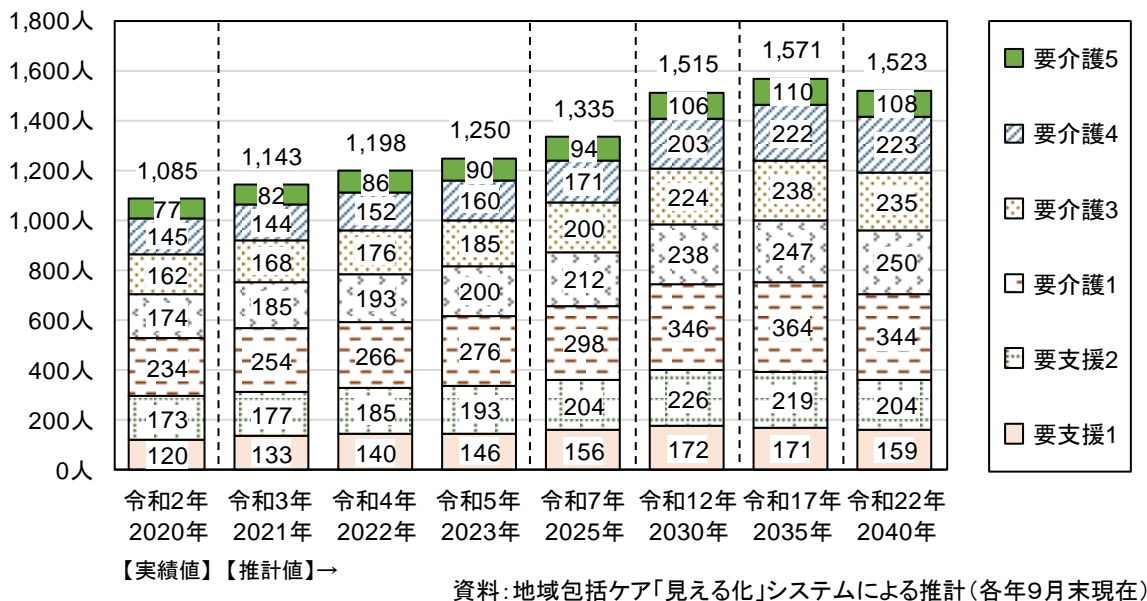
また、今後75歳以上の後期高齢者が増加していくことから、第1号被保険者認定率も年々上昇していくことが見込まれます。

令和22（2040）年には、認定者数が減少に転じますが、団塊ジュニア世代が高齢者となり、要支援・要介護認定を持たない高齢者が増加することなどが背景として想定されます。

■要支援・要介護認定者数の推計



■要支援・要介護認定者数の推計（要介護度別）



第3節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた身近な地域において自立した日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して定める圏域です。

これまでの日常生活圏域の設定は、人口規模や町のなりたち、町民の地域でのつながり等を重視して、町全体を1つの日常生活圏域として設定していました。

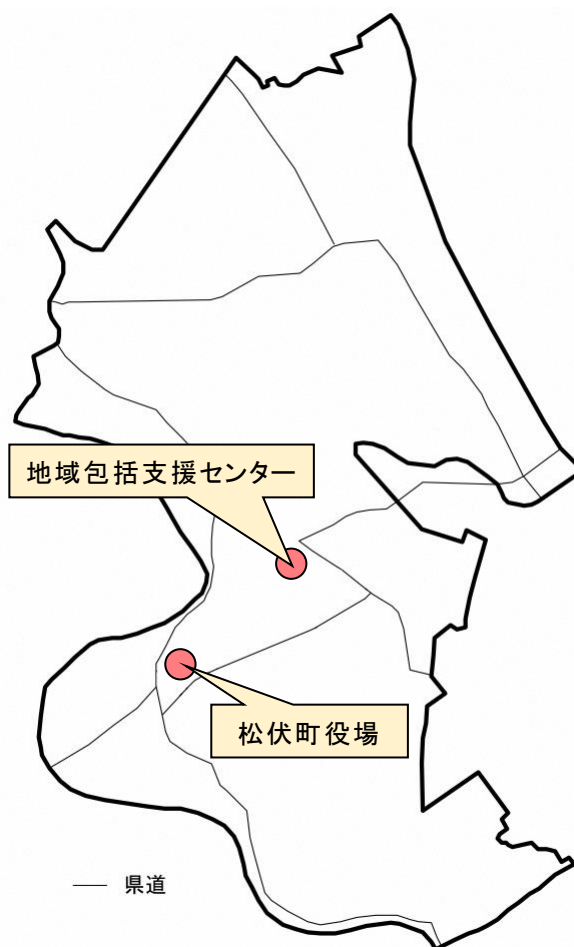
本計画においても、以上の状況等を総合的に検討した結果、引き続き町全体を1つの日常生活圏域として設定します。

ただし、本計画期間に、後期高齢者の急激な増加が見込まれることから、地域包括支援センターについては、専門スタッフを増員し、相談機能を強化します。

また、高齢化の状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて圏域の見直しを図ります。

【検討内容】

- ①国が示す地域包括支援センターの設置基準では、人口2～3万人に1箇所、また、その区域における高齢者人口3～6千人ごとに、保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員を各1人置くこととされていますが、本町の令和2年10月1日現在の総人口は28,947人、高齢者人口は8,405人となっています。
- ②地理的格差や日常生活の利便性などを考慮した場合、生活形態に大きな違いはみられません。



第4章 高齢者福祉施策の推進

第1節 自立支援・社会参加の促進

1 生涯学習活動の推進

中央公民館や多世代交流学習館を中心として各種講座を実施しています。また、北部サービスセンターでは、高齢者を対象に、健康大学を実施しています。

今後も、高齢者が自主的に学習できる機会の提供に努めます。

2 まつぶし出前講座の開催

まつぶし出前講座を開催し、町民の生涯学習を支援しています。

今後も、時代のニーズにあった講座の開設を検討し、学習機会の充実を図ります。

3 スポーツ活動の充実【新規】

B&G海洋センターには、運動器具を備えたトレーニングスペースがあり、町民が健康・体づくりに取り組める環境が整備されています。また、総合型地域スポーツクラブ「マッピー松伏」として、様々なスポーツ教室を開催しています。

今後も事業を継続し、高齢者の健康維持、交流の促進、生きがいづくりを支援します。

4 けんこうクラブ活動の支援

けんこうクラブは、16の単位クラブと、その連合体で構成され、令和2年4月現在の会員数は385人となっています。けんこうクラブの活動は、地域における奉仕活動、スポーツを通じた交流などで、高齢者の社会貢献・社会参加の促進に貢献しています。

現在、高齢者が増加している一方で、新規会員の入会者数が伸び悩んでおり、多くの高齢者が参加できるよう、クラブの周知を図ります。

5 シルバー人材センターへの支援

松伏町シルバー人材センターは、設立以来、公共施設の維持管理、広報紙等の配布、民間企業の軽作業、個人宅の除草、剪定、畑仕事など、多種多様な作業を受注し、高齢者の就業の確保に努め、活発な活動を展開しています。

今後も、高齢者が持つ豊かな経験と能力を活かせるよう、シルバー人材センターとの連携を深め、就業機会の拡充を図ります。

また、シルバー人材センターの適正な運営が図られるよう支援します。

6 自治会活動の活性化の促進【新規】

地域の活性化を図るため、自治会加入率の向上に努めるとともに、自治会活動への支援、活動環境の充実に努めます。

7 北部サービスセンター(老人福祉センター)

北部サービスセンターは、高齢者の健康増進、教養の向上を目的に設置されています。カラオケのできる舞台付きの集会室、会議室、介護予防機器等の設備があり、高齢者の活動拠点となっています。

また、粗大ごみ処理券や指定袋の販売、各種証明書の発行業務も行っています。今後も、多くの高齢者が気軽に利用できるよう、施設の充実に努めます。

8 その他の高齢者福祉施策【新規】

高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、ふれあいデイサービス事業や高齢者家族介護用品支給事業、短期入所在宅介護者支援事業を継続して実施します。

第2節 住まいの安定的な確保

地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会を実現するためには、高齢者が安心して生活できる住まいの確保が重要です。また、低所得の高齢者や身寄りのない高齢者等への支援体制の整備も求められています。

そのため、町の関係部署や埼玉県、近隣市町、埼玉県住まい安心支援ネットワーク等の関係機関との連携を強化し、高齢者の住まいの確保を図るとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の利用状況等を勘案したサービス提供体制の確保に努めます。

1 有料老人ホーム

入居した高齢者に対し、入浴、排せつや食事の介護、食事の提供などの日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした施設です。

介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）、介護付有料老人ホーム（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護）、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホームの4類型があります。

現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。

2 シルバーハウジング(高齢者世話付き住宅)

公的賃貸住宅をバリアフリー化し、緊急通報装置などを備えたもので、生活相談や緊急時対応などのサービスを提供する生活援助員(ライフサポートアドバイザー)が配置されています。

現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。

3 サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造等を有し、状況把握サービスや生活相談サービスを提供する賃貸住宅又は有料老人ホームです。

本町においては、民間による1施設（定員22人）が整備されています。

今後も、制度改正等を注視し、運営状況を踏まえて適切な供給が確保されるよう支援します。

4 養護老人ホーム

65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な方が、措置により入所する施設です。

現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。

5 軽費老人ホーム(ケアハウス)

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な60歳以上の人に対し、日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした施設で、低額な料金を入所することができます。

軽費老人ホームには、自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な人が入所する「ケアハウス」のほか、食事を提供する「A型」、自炊が原則の「B型」の3形態がありましたが、これらがケアハウスの基準に統一され、「A型」、「B型」は建替えを行うまでの「経過的軽費老人ホーム」とされました。

現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。

第3節 安全・安心な生活環境の整備

本町において、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は、令和2年3月末現在で3,271世帯、全世帯比で27.1%となっています。

高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は、ますます増加することが予測されることから、高齢者世帯が地域で安心して生活を継続できるための施策を推進します。

1 緊急時通報システムの整備

慢性疾患のあるひとり暮らしの高齢者や身体障がい者等の自宅に、急病や災害等の緊急時に迅速に受信センターに通報できる緊急通報装置を設置しています。

また、定期的に安否確認及び機器点検を行っており、今後も事業を継続します。

2 民生委員の見守り活動

民生委員が自発的に近隣の高齢者宅を訪問し、安否の確認をするとともに、日常生活における困りごとや孤独感の解消等のための相談役となります。

また、行政へのパイプ役として活動します。

3 高齢者タクシー利用券・バス利用券の交付

高齢者の生活支援と社会参加の促進を図るため、75歳以上のひとり暮らし又は75歳以上のみの世帯に対して、高齢者タクシー利用券もしくはバス利用券を交付しています。今後も事業を継続します。

4 避難行動要支援者名簿の整備

災害時に支援が必要な高齢者や障がい者を事前に把握して、災害時に適切な対応ができるように、避難行動要支援者名簿を作成しています。

今後も事業を継続し、支援の必要な方がいる世帯の状況把握に努めます。

5 松伏町社会福祉協議会の高齢者施策

社会福祉協議会において、高齢者の見守りや生活支援、地域での自主的な活動を支援しています。

町と社会福祉協議会が連携し、高齢者の見守り、生活支援、交流機会の充実に努めます。

社会福祉協議会の高齢者施策

①高齢者日帰旅行事業

高齢者を対象に、毎年1回、日帰り旅行を実施する事業です。

②ひとり暮らし高齢者激励事業

地域の民生委員が、ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、慰問品を贈るとともに、見守り活動を行う事業です。

③高齢者への紙おむつ配布事業

紙おむつを必要としている要介護度が重度の高齢者に対し、紙おむつを支給する事業です。

④福祉機器貸出事業

一時的に介護が必要な方や、要介護度が軽度の高齢者に対し、福祉機器（車いす、松葉杖、福祉車両）を貸し出す事業です。

⑤ふれあい・いきいきサロン事業

地域住民が自主的に運営するサロン（誰もが気軽に参加できる地域の居場所）の運営を支援する事業です。

⑥救急医療情報キット設置事業

消防隊員等が高齢者等をスムーズに救急搬送できるよう、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先などの情報を専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管する事業です。

⑦健康マージャンサロンの開催

誰もが参加できるふれあいの場として、ふれあいセンターで健康マージャンサロンを開催します。

⑧認知症予防事業「認知症予防ケア教室」

元気な高齢者が、日常生活をより充実させ、家庭や社会でいきいきと暮らせるように、認知症について学ぶとともに、音楽や体操を通して認知症予防に取り組む事業です。

6 災害に対する備えの充実【新規】

災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図ります。

また、水防法が平成29年に改正され、浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設は、水害を想定し、あらかじめ避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施することが義務付けられました。

各施設が、計画策定及び避難訓練を実施できるよう必要な支援を行います。

7 感染症に対する備えの充実【新規】

消毒薬やマスクが市場で不足する事態となった場合に備え、当面の間、医療機関、教育施設、介護事業所等に提供できるよう備蓄に努めます。

第5章 介護保険事業の推進

第1節 介護サービスの現状と今後の見込

今後の見込みについては、介護報酬の内容を踏まえるとともに、介護離職ゼロ（介護と仕事を両立できるサービス基盤の整備）及び在宅医療からの追加的需要（介護サービスにおける受け皿の整備）への対応サービス分を見込んでいます。

なお、中長期の視点に立った推計を行ったことから、令和7（2025）年度と令和22（2040）年度の見込値についても掲載します。

1 居宅サービス・介護予防サービス

各サービスの利用量は、認定者数に比例して増加することが見込まれることから、町外の事業所も含め、利用者のニーズに応じたサービス提供及びサービスの充実・強化に努めます。

（1）訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、その他家事などの日常生活に必要な支援を行うサービスです。

■実績値と計画値

（1か月あたり）

区分	年度	実績値（令和2は見込）			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	回数（回）	2,124	1,844	1,755	2,150	2,273	2,410	2,558	3,141
	人数（人）	108	102	95	107	113	120	127	155

（2）訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

移動入浴車で利用者の居宅を訪問し、入浴の介助を行い、身体の清潔保持や心身機能の維持を図るサービスです。

■実績値と計画値

（1か月あたり）

区分	年度	実績値（令和2は見込）			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	回数（回）	43	53	52	77	83	88	99	119
	人数（人）	9	12	10	13	14	15	17	21
予防給付	回数（回）	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師等が利用者の居宅を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助を行うサービスです。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分		年度	実績値 (令和2は見込)			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	回数 (回)		357	408	302	483	512	556	589	724
	人数 (人)		36	42	38	47	50	54	57	70
予防給付	回数 (回)		36	40	56	83	83	83	91	83
	人数 (人)		5	6	10	11	11	11	12	11

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、心身の機能回復や、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分		年度	実績値 (令和2は見込)			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	回数 (回)		74	103	343	182	182	182	221	261
	人数 (人)		6	9	18	14	14	14	17	20
予防給付	回数 (回)		35	31	27	44	44	44	44	56
	人数 (人)		3	4	4	4	4	4	4	5

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が、通院困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分		年度	実績値 (令和2は見込)			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人数 (人)		62	70	78	78	84	86	93	115
予防給付	人数 (人)		2	2	3	3	3	3	4	4

(6) 通所介護【デイサービス】

施設に通い、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援や、機能訓練を受けるサービスです。

■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分		年度	実績値（令和2は見込）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	回数（回）		1,464	1,267	1,150	1,358	1,439	1,545	1,627	1,978
	人数（人）		140	116	100	117	124	133	140	170

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身の機能の維持・回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを受けるサービスです。介護予防通所リハビリテーションでは、選択により、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムについても提供します。

■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分		年度	実績値（令和2は見込）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	回数（回）		1,226	1,312	1,190	1,435	1,527	1,618	1,719	2,074
	人数（人）		147	154	133	157	167	177	188	227
予防給付	人数（人）		53	59	55	67	70	74	79	82

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人福祉施設等に短期間宿泊し、食事、入浴、排せつなどの介護サービスや機能訓練を受けるサービスです。

■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分		年度	実績値（令和2は見込）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	日数（日）		425	578	996	769	803	846	880	1,122
	人数（人）		34	43	44	47	49	52	54	69
予防給付	日数（日）		6	1	0	5	5	5	5	5
	人数（人）		1	0	0	1	1	1	1	1

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所し、看護や医学的な管理のもとに、介護や機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の支援が受けられるサービスです。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分		年度	実績値 (令和2は見込)			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	日数 (日)		134	141	93	221	221	221	242	298
	人数 (人)		18	17	8	19	19	19	21	26
予防給付	日数 (日)		0	5	15	10	10	10	10	10
	人数 (人)		0	1	1	1	1	1	1	1

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で日常生活の自立を助けるものを貸与するサービスです。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分		年度	実績値 (令和2は見込)			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人数 (人)		252	273	266	283	300	318	336	410
予防給付	人数 (人)		55	60	72	74	78	80	86	86

(11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

福祉用具のうち衛生面などの貸与になじまない、福祉用具の購入費の一部を支給します。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分		年度	実績値 (令和2は見込)			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人数 (人)		6	6	5	7	7	7	8	9
予防給付	人数 (人)		1	2	2	2	2	2	2	2

(12) 住宅改修費・介護予防住宅改修費

居宅において介護を受ける要介護者などが、手すりの取付けや段差の解消など住宅改修にかかった費用の一部を支給します。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分		実績値 (令和2は見込)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人数 (人)	5	4	4	5	5	5	5	6
予防給付	人数 (人)	3	2	5	6	6	6	7	7

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設 (有料老人ホームや養護老人ホーム、ケアハウスなど) に入居し、入浴、排せつ、食事等、その他日常生活上の支援や、機能訓練などが受けられるサービスです。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分		実績値 (令和2は見込)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人数 (人)	19	22	25	30	30	33	36	41
予防給付	人数 (人)	1	1	3	3	3	3	4	4

2 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、利用者のニーズや地域の状況に合わせて支援するサービスです。原則としてその市町村の被保険者のみサービス利用が可能です。

ただし、特別な事情がある場合は、事業所所在地の市町村長の同意が得られた時に限り、例外として利用が可能となっています。

夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護については、本計画にはサービス量を計上していませんが、今後も利用者ニーズの動向や事業者の参入意向を把握し、対応していくこととします。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、定期的に訪問介護と訪問看護を一体的に提供するサービスです。町内に事業所はありませんが、町外の事業所を区域外指定しています。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分		実績値 (令和2は見込)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人数 (人)	0	0	0	1	1	1	1	1

(2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者が、認知症専用単独型の施設や、従来の老人デイサービスセンターに併設された施設などに通所し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援や機能訓練を受けるものです。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分		実績値 (令和2は見込)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	回数 (回)	0	0	0	33	33	33	33	33
	人数 (人)	0	0	0	3	3	3	3	3
予防給付	回数 (回)	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【認知症高齢者グループホーム】

認知症の要介護者が共同で生活し、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を行い自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するサービスです。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分		実績値 (令和2は見込)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人数 (人)	16	16	15	18	19	20	24	27
予防給付	人数 (人)	1	0	0	1	1	1	1	1

(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活上の支援や機能訓練、健康管理、療養上の支援が受けられるサービスです。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分		年度	実績値 (令和2は見込)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22	
介護給付	人数 (人)	15	16	18	20	20	20	22	26	

(5) 地域密着型通所介護

より地域に密着した小規模なデイサービスセンター(利用定員18人以下)に通い、入浴・食事の提供と、介護や生活上の相談や助言、健康状態の確認、日常生活動作訓練等を受けるサービスです。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分		年度	実績値 (令和2は見込)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22	
介護給付	回数 (回)	592	541	421	632	685	706	770	922	
	人数 (人)	56	50	39	51	55	57	62	74	

◎地域密着型サービスの必要利用定員総数

認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、必要定員総数を定めることが求められており、本町における各サービスの必要利用定員総数について次のように見込みます。

区分	年度	第8期計画			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
認知症対応型共同生活介護 (人/日)		18	18	18	18	18
地域密着型特定施設入居者生活介護 (人/日)		0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人/日)		18	18	18	18	18

3 施設サービス

本町の介護老人福祉施設のベッド数は56床、介護老人保健施設のベッド数は200床、介護医療院のベッド数は102床です。第1号被保険者1人当たりの施設サービス給付指数は国及び埼玉県の指数を上回っており、施設サービスは充実している状況にあります。

今後の見込については、要介護者の在宅生活の継続や介護離職防止等の観点から、必要な施設の整備や有効活用等を勘案して推計しています。

(1) 介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

常時介護が必要で自宅での生活が困難な要介護者が入所し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援、機能訓練、健康管理、療養上の支援が受けられる施設です。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分		年度	実績値 (令和2は見込)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22	
介護給付	人数 (人)	74	80	90	94	99	105	110	128	

(2) 介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護者が入所し、看護や、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、必要な医療や日常生活上の支援が受けられる施設です。

■実績値と計画値 (1か月あたり)

区分		年度	実績値 (令和2は見込)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22	
介護給付	人数 (人)	96	102	106	114	118	127	132	150	

(3) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする要介護者が入院し、療養上の管理や、看護、医学的管理のもとでの介護や、機能訓練など、必要な医療を受ける施設です。

国の医療構造改革の一環としての療養病床再編成により、介護療養病床への介護保険の適用は令和5年度末までとなっていますが、令和元年及び令和2年に、2施設が介護医療院へ転換したため、現在、町内に介護療養型医療施設はありません。

■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分		年度		実績値（令和2は見込）			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22		
介護給付	人数（人）	37	24	20	0	0	0				

(4) 介護医療院

介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のために、平成30年4月から新たに創設された施設で、介護保険法上の介護保険施設となりますが、医療法上は医療提供施設として位置づけられます。

介護療養型医療施設が介護医療院へ転換し、現在、町内には2施設が開設されています。

■実績値と計画値

(1か月あたり)

区分		年度		実績値（令和2は見込）			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22		
介護給付	人数（人）	0	8	27	40	40	40	40	40		

4 居宅介護支援・介護予防支援

(1) 居宅介護支援・介護予防支援

ケアマネジャー（介護支援専門員）又は地域包括支援センターの職員が、居宅サービス又は介護予防サービスの利用者がサービスを適切に利用することができるよう、ケアプラン（介護サービス計画又は介護予防サービス計画）を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整を行います。

■実績値と計画値

（1か月あたり）

区分		年度		実績値（令和2は見込）			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22		
介護給付	人数（人）	406	416	378	425	451	480	505	614		
予防給付	人数（人）	104	110	115	126	132	140	148	153		

第2節 地域支援事業の現状と今後の見込

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的としています。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等を対象に、状態像や意向に応じて、介護予防、生活支援（配食、見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて、市町村が主体となって総合的で多様なサービスを提供する事業です。

（1）訪問型サービス

ホームヘルパーによる入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活上の援助を行うサービスです。本町では平成29年度から、従来の介護予防訪問介護に相当するサービスを実施しています。

■実績値と計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）		53	51	51	56	61	66

（2）通所型サービス

機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を行うサービスです。本町では、平成29年度から、従来の介護予防通所介護に相当するサービスを実施しています。

■実績値と計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）		30	29	29	32	35	38

(3) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者等の心身の状況に応じて、その状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的な見地から必要な援助を行う事業です。

(4) 一般介護予防事業

地域において自主的に行われる介護予防活動を育成・支援し、高齢者がいきいきと活動できるよう、全高齢者を対象として、介護予防事業を実施します。

①介護予防把握事業

収集した情報等の活用により、閉じこもりなど何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動につなげる事業を実施します。

②介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及・啓発するため、地域ごとに体操事業を開催する事業です。

現在実施している「いきいき健康体操教室」と「音楽健康クラブ」を継続して実施し、介護予防の基本的な知識を普及・啓発するため、地域ごとに体操事業を開催するとともに、広報まつぶし等を活用し、地域住民へ広く周知します。

■実績値と計画値【いきいき健康体操教室】

区分	年度	実績値（令和2は見込）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施会場数（か所）		11	11	10	10	10	11

■実績値と計画値【音楽健康クラブ】

区分	年度	実績値（令和2は見込）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施会場数（か所）		—	1	2	2	2	2

③地域介護予防活動支援事業

介護予防に関わるボランティアなどの人材を育成するための研修や、地域住民主体の活動組織の育成・支援を行う事業です。

現在、住民が主体となり、15か所の集会所等で「ご近所さん体操」を実施しています。高齢者が身近な地域で体操に参加できるように、サポーターの育成に取り組みます。

■実績値と計画値【ご近所さん体操】

区分	年度	実績値（令和2は見込）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施会場数（か所）		11	13	15	16	16	16
サポーター（人）		11	11	12	14	16	19

④一般介護予防評価事業

介護予防事業によって要介護状態への移行をどの程度防止できたかなどの目標値の達成状況を検証し、事業が効率的かつ効果的に実施されたか、一般介護予防事業の評価を行います。

分析にあたっては、介護レセプトや要介護認定情報等を活用するとともに、個人情報情報の取扱いに配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備について検討していきます。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するために、住民主体の通いの場等へ理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等を派遣し、活動を支援します。

また、リハビリテーションは、心身機能や生活機能の向上のみではなく、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すために重要であり、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制の充実に努めます。

なお、人口あたりのリハビリテーション提供事業所数及び理学療法士、作業療法士、言語療法士の従事者数は全国平均、県平均を上回っていることから、今後もサービス提供体制の維持に努めます。

（5）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりに必要なサービスに結びつけていくとともに、フレイル予防等の取組まで広げて行けるよう、通いの場を活用した健康相談や受診勧奨の取組等、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防の一体的実施を進めます。

2 包括的支援事業

包括的支援事業は、地域における高齢者の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援するため、介護予防事業などのケアマネジメントや、地域高齢者の実態把握、サービスに関する支援相談及び、権利擁護のための対応等を行います。

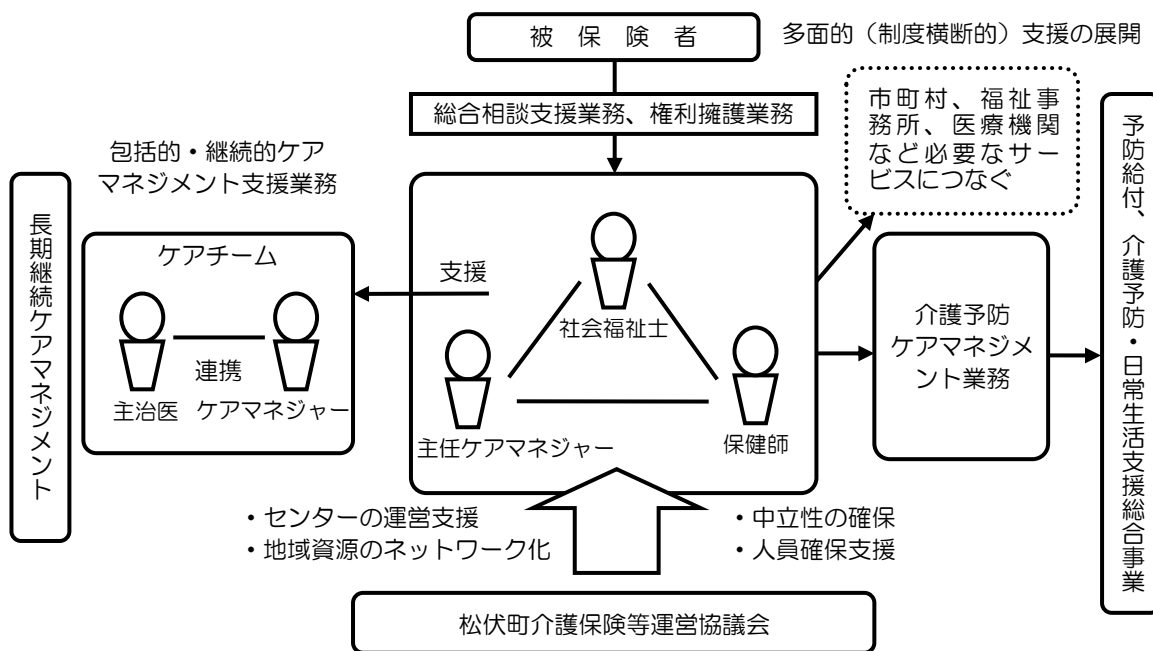
また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域ケア会議の充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援体制整備等に努めます。

(1) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域における総合的な保健医療の向上及び福祉の増進を図り、高齢者を地域で支えるシステムを構築していく中核的な機関として位置づけられています。本町では医療機関に委託しています。センターには基準で定められた3職種（主任ケアマネジャー1名、保健師1名、社会福祉士1名）及び介護支援専門員2名の職員を配置しています。

本計画期間に、後期高齢者人口の急激な増加が見込まれることから、地域包括支援センターの増設を検討します。

また、居宅介護支援事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能の強化を図ります。



①介護予防ケアマネジメント

要支援相当の高齢者が、地域で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の状況や潜在的な課題、意向などの環境について把握し、必要な支援へとつなげる介護予防のためのケアマネジメントを行います。

②総合相談支援業務

地域の高齢者やその家族に対し、介護保険サービスにとどまらず、日常生活にかかる様々な支援を可能とするため、関係機関とのネットワークの活用や情報の把握・適切なサービスを提供し、制度利用につなげるなど、安心してその人らしい生活を継続できるよう支援します。

③権利擁護業務

高齢者の虐待の早期発見や防止、措置入所、消費者被害の防止、成年後見制度を含む権利擁護に関する相談支援を行います。

④包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携など多職種相互の協働等により、高齢者を状況や変化に応じて包括的・継続的に支援するため、地域での連携・協働の体制づくりやケアマネジャーに対する支援等を行います。

⑤地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、多職種による専門的視点を交え、個別ケース検討などを通じてケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につながるよう内容の充実に努めます。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。

今後は後期高齢者の増加に伴い、在宅で医療と介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、在宅医療や介護サービスの供給体制を整備することが求められます。

①地域の医療機能の把握

地域の在宅医療・介護連携の現状を把握し、医療・介護関係者の連携に必要な情報提供が行えるよう、関係機関の情報リストやマップを作成し、提供します。

②地域の医療機関との連携強化

吉川松伏医師会、松伏町歯科医師会、薬剤師会の協力を得ながら、在宅医療と介護サービスを切れ目なく一体的に提供できる体制の構築に努めます。

③地域住民への啓発

多職種で構成されている「吉川松伏多職種連携の会」の協力を得ながら、地域住民に対する講演会や勉強会を行うことで、在宅医療と介護連携に関する必要性を広く周知できるよう努めます。

(3) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症地域支援員推進員と連携し、地域での見守りや支え合いの体制を整えます。

①認知症の早期発見・早期対応

認知症初期集中支援チームにおいて初期認知症が疑われるケースへの支援方法を認知症サポート医と連携し、認知症の早期対応、早期受診に取り組みます。

②認知症高齢者等の見守り体制の推進

民生委員・児童委員、けんこうクラブ、医療機関など、高齢者を取り巻く地域組織等と連携し、認知症高齢者や若年性認知症、高次脳機能障害の方などを対象とした徘徊身元確認サービスの普及に努めます。

また、配送事業者等とも連携を図り、見守り協定を締結するなど、地域の見守り体制の確立を図ります。

③認知症ケアパスの普及

認知症と疑われる症状が発生した場合、認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、認知症ケアパス（認知症の容態に応じた適切なサービスの流れ）の普及を図ります。

④交流できる機会の提供

認知症高齢者やその家族が、地域の人や、医療・介護の専門家と情報が共有できる機会の提供を推進していきます。

(4) 生活支援サービスの体制整備

ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加する中、ボランティアや民間企業等の生活支援サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進します。

そのため、すでに配置している生活支援コーディネーターは、引き続き地域資源の発掘及びネットワークの構築を推進し、協議体において地域の情報共有及び連携強化に努めます。

3 任意事業

任意事業については、介護給付適正化事業、成年後見制度利用支援事業、高齢者等配食サービス事業等を実施します。

(1) 介護給付適正化事業

介護給付の適正化のため、要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知といったいわゆる主要5事業を実施します。

また、第8期計画からの調整交付金の算定にあたっては、主要5事業の取組状況を勘案することとされており、主要5事業における目標設定を行い、介護給付の適正化に向けた取組を推進します。

①要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

要介護・要支援における認定調査について、事後点検を実施します。

②ケアプラン点検

ケアプランの記載内容について、事業所への訪問調査等により点検及び指導を行います。

③住宅改修等の点検

住宅改修や福祉用具に係る支給の必要性和妥当性をより正確に判断するため、書類審査に加え実地調査を実施します。

④縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会から提供される情報を活用し、請求情報の縦覧点検や介護と医療情報の縦覧点検や介護と医療情報との突合による請求実績の確認を行い、給付の適正化につなげていきます。

⑤介護給付費通知

介護サービス利用者に対し、介護給付費の額、利用したサービスの内容等を通知することにより、不正請求の防止、利用者自身へのコスト意識の啓発等を促進します。

■介護給付適正化事業（主要5事業）の目標設定

区分	年度	第7期実績（令和2は見込）			第8期計画		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
①要介護認定の適正化		全件	全件	全件	全件	全件	全件
②ケアプラン点検		全事業所	全事業所	全事業所	全事業所	全事業所	全事業所
③住宅改修等の点検		2件	2件	2件	2件	2件	2件
④縦覧点検・医療情報との突合		適宜	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜
⑤介護給付費通知		年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回

（2）家族介護支援事業（ケアラー等への支援）

埼玉県と連携し、ケアラーの存在を広く町民に知ってもらうための啓発・広報活動に取り組みます。

（3）成年後見制度利用支援事業

認知症などにより判断能力が不十分な方で、身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、町長が代わって申立てを行います。

また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

（4）認知症サポーター等養成事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症フォーラム、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識の普及を図ります。

（5）地域自立生活支援事業（高齢者等配食サービス事業）

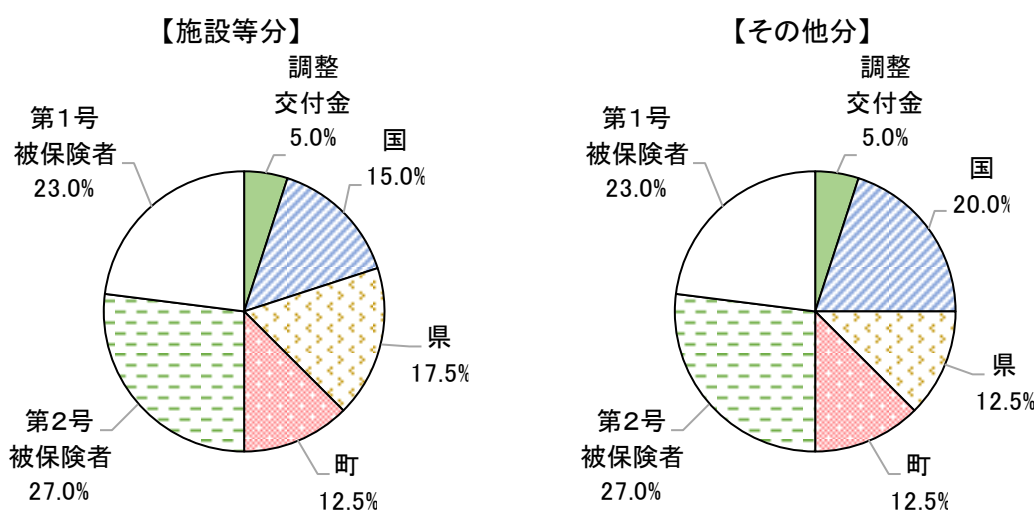
高齢者が地域において自立した生活を継続できるように、様々な支援をする事業です。本町では、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯等に食事の配達を行うとともに、安否の確認を行っています。今後も継続して実施し、見守り活動を充実していきます。

第6章 介護保険事業費用の見込

第1節 サービス別給付費の推計

1 保険給付費の財源構成

介護サービスの費用のうち、サービス利用者の自己負担分を除いた保険給付費の財源は、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40～64歳）の保険料と公費で賄われます。内訳は次のとおりです。



第1号被保険者と第2号被保険者の負担率は、全国の第1号被保険者数と第2号被保険者数の割合を勘案して、計画期間（3年間）ごとに見直され、政令で定められます。これまでの推移は次の通りです。

計画期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%	23%
第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%	28%	27%	27%

なお、国から交付される調整交付金の交付率は全国平均では5.0%ですが、市町村ごとの後期高齢者（75歳以上の高齢者）の割合や高齢者の所得状況、災害等の特別な事情を勘案して交付されるため、市町村によって交付率は異なります。交付率が5.0%より高ければ、その分第1号被保険者の負担率が減り、逆に低ければ負担率は増えることになります。

本町では後期高齢者加入割合が全国平均よりも低く、高齢者の所得段階別の人数割合では高い方の割合が全国平均よりも高いことから、交付割合は5.0%を下回ることが見込まれます。

2 保険給付費の見込み

(1) 介護給付費

■介護給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス			
訪問介護	71,366	75,573	79,937
訪問入浴介護	11,528	12,452	13,198
訪問看護	25,179	26,497	28,761
訪問リハビリテーション	6,503	6,507	6,507
居宅療養管理指導	13,807	14,872	15,231
通所介護	130,310	137,884	148,329
通所リハビリテーション	150,070	159,962	169,303
短期入所生活介護	74,257	77,403	81,292
短期入所療養介護	27,678	27,694	27,694
福祉用具貸与	50,759	53,720	57,012
特定福祉用具購入費	2,650	2,650	2,650
住宅改修費	5,342	5,342	5,342
特定施設入居者生活介護	68,490	68,528	76,579
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,177	2,178	2,178
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	4,381	4,383	4,383
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	55,013	57,859	61,215
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	57,825	57,858	57,858
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	66,261	71,958	73,807
施設サービス			
介護老人福祉施設	279,300	294,281	311,828
介護老人保健施設	378,826	392,402	422,344
介護医療院	195,854	195,963	195,963
介護療養型医療施設	0	0	0
居宅介護支援			
居宅介護支援	69,018	73,312	78,021
介護給付費計（I）	1,746,594	1,819,278	1,919,432

(2) 予防給付費

■予防給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	3,865	3,867	3,867
介護予防訪問リハビリテーション	1,619	1,620	1,620
介護予防居宅療養管理指導	482	483	483
介護予防通所リハビリテーション	29,390	30,928	32,449
介護予防短期入所生活介護	408	408	408
介護予防短期入所療養介護	1,036	1,036	1,036
介護予防福祉用具貸与	7,684	8,096	8,326
特定介護予防福祉用具購入費	647	647	647
介護予防住宅改修	8,648	8,648	8,648
介護予防特定施設入居者生活介護	2,674	2,675	2,675
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,719	2,720	2,720
介護予防支援			
介護予防支援	7,037	7,375	7,822
予防給付費計(Ⅱ)	66,209	68,503	70,701

(3) 総給付費

■総給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費【(Ⅰ) + (Ⅱ)】	1,812,803	1,887,781	1,990,133
介護給付費計(Ⅰ)	1,746,594	1,819,278	1,919,432
予防給付費計(Ⅱ)	66,209	68,503	70,701

第2節 第1号被保険者保険料の算定

1 標準給付費見込額

本計画期間における各年度の標準給付費は次のとおりです。3年間の合計額では、およそ59億8,309万円となります。

■標準給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費（a）	1,812,803	1,887,781	1,990,133	5,690,717
特定入所者介護サービス費等給付費（b）	47,759	45,179	47,138	140,076
高額介護サービス費等給付費（c）	42,988	44,528	46,459	133,975
高額医療合算介護サービス費等給付費（d）	5,061	5,074	5,105	15,240
算定対象審査支払手数料（e）	1,004	1,015	1,068	3,087
標準給付費見込額 （a+b+c+d+e）	1,909,615	1,983,577	2,089,903	5,983,095

2 地域支援事業費

本計画期間における各年度の地域支援事業費は次のとおりです。3年間の合計額では、およそ3億350万円となります。

■地域支援事業費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費（a）	45,872	47,852	50,109	143,833
包括的支援事業・任意事業費（b）	39,825	59,925	59,925	159,675
地域支援事業費（a+b）	85,697	107,777	110,034	303,508

3 保険料の算定

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、地域支援事業に要する費用などから構成されます。

一方、事業費の財源は、国の負担金、県の負担金、町の負担金（一般会計繰入金）、国の調整交付金、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。

（1）第8期計画の保険料

本計画期間における第1号被保険者の保険料基準額は、下表のとおり月額4,740円と算定されます。

区分	金額
保険料収納必要額（a） （保険料率23%、調整交付金見込額等の調整後）	1,752,265,111円
準備基金の残高（前年度末の見込額）	397,412,000円
準備基金取崩額（b）	311,100,000円
準備基金取崩額充当後必要額（c = a - b）	1,441,165,111円
保険料収納率98.93%を勘案（d = c ÷ 98.93%）	1,456,752,361円
所得段階別加入割合補正後被保険者数（25,611人）で按分 （e = d ÷ 25,611）	56,880円
【保険料基準額（月額）】（e ÷ 12）	4,740円

（2）保険料基準額の推移

計画期間	単位	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
基準額 （月額）	円	2,558	3,055	4,029	4,085	4,880	4,760	4,740	4,740
前期との 比較	円	—	497	974	56	795	▲120	▲20	同額
	%	—	19.4	31.9	1.4	19.5	▲2.5	▲0.4	

(3) 所得段階別保険料

各所得段階別の保険料は次のとおりです。

■ 所得段階別保険料

所得段階	対象者	負担割合	年額（円）	月額（円）
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金 ^{※1} 受給者、世帯全員が住民税非課税者で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額 ^{※2} の合計額が80万円以下	基準額 ×0.30	17,000	1,417
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	基準額 ×0.45	25,500	2,125
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が120万円超	基準額 ×0.70	39,700	3,309
第4段階	本人が住民税非課税者（世帯に課税者がいる）で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下	基準額 ×0.90	51,100	4,259
第5段階	本人が住民税非課税者（世帯に課税者がいる）で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超	基準額 ^{※3} ×1.00	56,800	4,740
第6段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.20	68,100	5,675
第7段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.30	73,800	6,150
第8段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.50	85,200	7,100
第9段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	基準額 ×1.70	96,500	8,042
第10段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	基準額 ×1.75	99,400	8,284
第11段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	基準額 ×1.85	105,000	8,750
第12段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が600万円以上	基準額 ×1.95	110,700	9,225

※1 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた方又は大正5年4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額…「所得」とは、「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額で、給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある場合は、所得額から10万円を差し引いた額です。

※3 基準額…基準額は、松伏町の介護サービス費にかかる費用を基に算出した額で、令和3年度から令和5年度までは年額56,800円です。

※年度の途中で65歳を迎えた方又は転入された方のその年度の保険料は、上記の所得段階別保険料に65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）又は転入した月から年度末までの月を乗じ、12か月で割った額が年間保険料となります。

(4) 将来的な保険料水準等の想定

中長期的な視点に立ち、介護需要のピークと考えられる令和7（2025）年度のサービスごとの給付費及び保険料水準は、次のとおり推計されます。

ただし、本計画策定時の推計値であり、今後の高齢化等の状況を勘案し、第9期計画策定までの間に再度推計を行うものとします。

(単位：千円)

	介護給付	予防給付
居宅サービス		
訪問介護	85,125	—
訪問入浴介護	14,862	0
訪問看護	30,812	4,246
訪問リハビリテーション	7,907	1,620
居宅療養管理指導	16,437	614
通所介護	156,213	—
通所リハビリテーション	180,385	34,730
短期入所生活介護	84,821	408
短期入所療養介護	30,448	1,036
福祉用具貸与	60,325	8,918
特定福祉用具購入費	2,650	647
住宅改修費	5,342	10,194
特定施設入居者生活介護	83,234	3,350
地域密着型サービス		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,178	—
夜間対応型訪問介護	0	—
認知症対応型通所介護	4,383	0
小規模多機能型居宅介護	0	0
認知症対応型共同生活介護	73,557	2,720
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	65,243	—
看護小規模多機能型居宅介護	0	—
地域密着型通所介護	81,000	—
施設サービス		
介護老人福祉施設	326,842	—
介護老人保健施設	439,146	—
介護医療院	195,963	—
居宅介護支援		
居宅介護支援	82,115	8,269
合計	2,028,988	76,752
総給付費		2,105,740
地域支援事業費		83,350
保険料月額		6,152円

令和22（2040）年度のサービスごとの給付費及び保険料水準は、次のとおり推計されます。

令和7（2025）年度の推計と同様に、本計画策定時の推計値であり、今後の高齢化等の状況を勘案し、第9期計画策定までの間に再度推計を行うものとします。

（単位：千円）

	介護給付	予防給付
居宅サービス		
訪問介護	104,492	—
訪問入浴介護	17,893	0
訪問看護	37,486	3,867
訪問リハビリテーション	9,331	2,058
居宅療養管理指導	20,430	614
通所介護	190,732	—
通所リハビリテーション	218,539	35,998
短期入所生活介護	108,660	408
短期入所療養介護	37,326	1,036
福祉用具貸与	74,376	8,918
特定福祉用具購入費	4,613	647
住宅改修費	6,119	10,194
特定施設入居者生活介護	94,400	3,350
地域密着型サービス		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,178	—
夜間対応型訪問介護	0	—
認知症対応型通所介護	4,383	0
小規模多機能型居宅介護	0	0
認知症対応型共同生活介護	83,390	2,720
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	77,356	—
看護小規模多機能型居宅介護	0	—
地域密着型通所介護	97,143	—
施設サービス		
介護老人福祉施設	380,136	—
介護老人保健施設	499,024	—
介護医療院	195,963	—
居宅介護支援		
居宅介護支援	100,163	8,549
合計	2,364,133	78,359
総給付費		2,442,492
地域支援事業費		77,914
保険料月額		7,934 円

第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本町では、高齢者等が可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、埼玉県や埼玉県国民健康保険団体連合会等と協力しながら、適正化の取組を進めていきます。

2 サービス提供事業者等との連携

サービス提供事業者、ケアマネジャーとの連携を強化し、困難事例への対応、需要に応じたサービス提供、介護予防事業の実施、新たに創設されるサービスの検討及び提供、介護給付適正化事業の円滑な実施等を図ります。

3 計画の進行管理と事業の評価

事業の実施状況について関係会議に報告・協議し、事業が円滑に実施されるように努めます。

また、地域包括支援センターの事業については、地域包括支援センター運営協議会において、事業内容や事業成果などについて検討を行います。

なお、評価にあたっては、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取組等を推進するため、県の支援や助言を踏まえながら、地域包括ケア「見える化」システムや保険者機能強化推進交付金等の評価結果等を活用し、計画の見直し及び改善につなげます。

4 介護保険における保険者機能の強化

地域ケア会議等における多職種連携や個別事例の検討、地域包括ケア「見える化システム」の活用等により、地域の特徴や課題を把握・分析するとともに、高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取組を検討するなど、保険者機能の強化に努めます。

また、保険者機能強化推進交付金を活用し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防事業に関する取組を強化するとともに、地域包括支援センターの体制を強化します。

5 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据えて、必要なサービスの見込みを定めるとともに、サービス提供に必要な介護人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上が求められています。

介護サービスを支える人材確保及び人材定着を図るため、各種研修や多職種連携の場等を活用し、情報共有や職員間の交流促進等の取組を進めます。

また、介護保険事務における文書作成に係る負担を軽減するため、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、国様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進めます。

6 介護保険に関する情報提供

介護保険制度の適切な利用を促進するため、町民に対する普及啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。

また、地域包括ケアシステムの推進及び地域共生社会の実現に向けて、町民や関係機関等の理解を深めるための周知啓発等に努めます。

さらに、介護離職防止の観点から関係機関等と連携し、職場環境の改善に関する普及啓発等の取組について検討していきます。

資料編

第1節 松伏町介護保険事業計画策定委員会

1 審議経過等

開催日等	会議名等	会議内容等
令和2年1月14日	松伏町介護保険事業計画策定委員会	1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（案）について 2 在宅介護実態調査（案）について
令和3年1月18日～ 2月18日	パブリックコメントの実施	町ホームページ及び町内公共施設5箇所で実施
令和3年1月21日	松伏町介護保険事業計画策定委員会	1 松伏町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について 2 地域包括支援センター事業実施方針（案）について

2 設置根拠

○松伏町介護保険条例

（目的及び設置）

第12条 法第117条の規定により、松伏町が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を策定するため、松伏町介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（委員の定数）

第13条 策定委員会の委員の定数は15人以内とする。

（規則への委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

○松伏町介護保険条例施行規則

(所掌事務)

第32条 条例第12条に規定する松伏町介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 法第117条第1項の規定による介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の策定又は変更に関する事項
- (2) 事業計画に基づく事業運営に関する重要事項
(組織)

第33条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 介護保険被保険者
- (2) 知識及び経験のある者
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する者
- (4) 行政職員
(任期)

第34条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び委員)

第35条 策定委員会に委員長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第36条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(準用)

第37条 第5条及び第6条の規定は、策定委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「認定審査会」とあるのは「策定委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 認定審査会の庶務は、いきいき福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

3 松伏町介護保険事業計画策定委員会委員

任期：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

氏名	所属	選出区分
今井 しげ子	介護保険被保険者	介護保険被保険者
牧之段 美智子	介護保険被保険者	
草場 亮輔	吉川松伏医師会	知識及び経験のある者
石井 幸	松伏町歯科医師会	
田中 真由美	埼玉筑波病院	介護サービスに関する 事業に従事する者
原嶋 創	介護老人保健施設あすかHOUSE松伏	
歌代 匠	介護老人保健施設なのはなの里	
中川 良子	介護老人福祉施設三戸里園	
坂巻 正士	松伏町いきいき福祉課長	行政職員
中川 由美子	松伏町住民ほけん課長	
梅原 秀人	松伏町すこやか子育て課長	

第2節 介護サービス事業所の状況

(令和3年1月1日現在 休止・停止中の事業所を除く)

1 介護サービス事業所数

サービス名	事業所数
訪問介護	5
訪問看護	1
訪問リハビリテーション	3
通所介護	2
通所リハビリテーション	3
短期入所生活介護	1
短期入所療養介護	2
認知症対応型共同生活介護	1
認知症対応型通所介護	1
地域密着型通所介護	4
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)	1

2 介護施設数

サービス名	事業所数
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1
介護老人保健施設	2
介護医療院	2

3 介護予防・日常生活支援総合事業指定数

事業名	町内	町外	計
訪問型サービス	3	7	10
通所型サービス	5	16	21

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

【令和3年度～令和5年度】

発行 松伏町

発行年 令和3年3月

編集 松伏町いきいき福祉課

〒343-0192 埼玉県北葛飾郡松伏町松伏 2424

Tel 048-991-1882・1886 / Fax 048-991-3600

URL <http://www.town.matsubushi.lg.jp/>